

第六編

公安・災害・環境

第一章 公安

第一節 警察

一、警察署

苦小牧警察署 苦小牧地方の警察は明治十六年（一八八三）二月、室蘭警察署勇払分署として開設されたが、当の改築初は戸長役場が当てられていた。したがって、分署長は戸長の兼務であり、巡査は役場職員で、行政と警察が一体になっていた。その後、独立した警察署になり、室蘭警察署からも独立した。

戦後になって国家警察と自治体警察とが発足したが、昭和二十九年（一九五四）六月八日に警察法の大改正があった。同年六月三十日をもって苦小牧地区警察署と苦小牧市警察署が廃止となり、北海道警察札幌方面苦小牧警察署となった。同年九月一日に道警苦小牧警察署は旧市警察署の庁舎に移り、同三十九年（六四）三月二十四日には鉄筋コンクリート二階建ての庁舎を新築、移転した。

同五十六年（八二）十月に同署別館二階を増築、さらに平成四年（九二）四月十五日には庁舎が老朽化、手狭になったため部分改修に着手、同年十二月十八日に本庁舎増築工事が完了した。完成した庁舎はモダンな青ピンク系の外装で鉄筋コンクリート一部三階建て、延べ面積一、九二〇平方メートルであった。

一階は交通課、地域課など、二階は刑事、防犯、会計の三課、三階には交通機動隊事務室などが入居、棟続きの古い庁舎には警務、警備の両課と交通課の二係が移転して執務を開始し、現在に至っている。^①

各交番・駐在所 昭和四十八年（七三）現在における苦小牧警察署管内の交番、派出所、駐在所は、駅前交番、派出所の現況 本町交番、山手交番、弥生交番、双葉交番、中野（臨港）交番、錦岡駐在所、沼ノ端駐在所、勇払駐在所、それに市外の白老町四駐在所、早来町三駐在所、追分町一駐在所、厚真町二駐在所、鵠川町一駐在所、穂別町一駐在所であった。

苦小牧市内で犯罪の多発傾向にあった美園地区に同四十八年（七三）十二月十日、住民待望の美園交番が業務を開始した。同交番は市内で七番目となったが、管轄地区は美園、住吉、泉の各町と三光町の一部のほか、明野、高丘、丸山にまで及び、管轄内の世帯数は約四、〇〇〇戸で、それまでは双葉交番が担当していたが、新興住宅街として人口の急増に伴い、新交番の誕生となった。

交番などについては、警察法第五三条第五項に「警察署の下部機関として、交番その他の派出所又は駐在所を置くことができる」とあり、交番は警察署の下に置かれる派出所、駐在所の総称であって、総ての地域がこの両者に属していた。派出所は主として都市部に置かれ交替制の警官が昼夜を問わず勤務しており、駐在所は主として一人の警察官が家族と共に居住しながら勤務していた。交番は街頭監視、パトロール、各家庭の巡回を通して犯罪防止、交通取締、少年補導、困り事相談など、地域住民の日常生活の安全を守ることを目的としていた。^③

また、ベッドタウンとして著しい発展をみせる糸井地区は三、五〇〇世帯、人口一万二、〇〇〇人余となり、犯罪発生もうなぎのぼりの状況下にあった。このため同四十九年（七四）十一月一日、糸井駐在所が新設された。

苦小牧フェリーターミナルビル内にある苦小牧警察署警察官詰所が、同五十年（七五）九月七日、同派出所に昇格



苫小牧警察署



本町交番



駅前交番

した。苫小牧港フェリーバスには、当時、五社、五航路、一一隻の長距離フェリーの着岸時にだけ臨港交番の署員が詰所まで出向いて警備に当たっていたが、派出所になったことによって、日中警察官が常駐することになった。

昭和五十三年（七八）四月一日、苫小牧警察署は糸井、錦岡両駐在所を交番とし、二四時間勤務体制とし警備の強化を図ることにした。これは両地区の団地化が進み、人口が急増したためによる犯罪の舞台としての性格を帯びたことによるものであった。同十五年の国政調査では、錦岡が二、五六二世帯、九、一四一人、糸井が二、一一三世帯、七、〇九七人であった。警察官の全道平均一人当たりの負担世帯数は七一七世帯であったから、これに比べる両地域

とも相当多い世帯であつた。⁽⁴⁾

昭和五十六年（八二）十二月八日、五年越しの懸案であつた駅前交番の移転場所が決まつた。駅前交番は元市交通部駅前営業所の一角を間借りしていたが、同五十三年（七八）十一月二十六日に駅前新バスターミナルがオープンした。交通部が移転したことにより建物の老朽化が一段と進み、この建物も取り壊されるか、売却されることが確実となつて交番の移転は宙に浮いたまま二転三転していた。

駅前地区は苫小牧署管内でも本町に次ぐ犯罪の多発地区で、それだけに駅前再開発に伴つた治安警備ができる移転適地探しに同署は必死であつた。このように難航していた移転場所について同五十六年（八一）十一月、札幌鉄道管理局との交渉がまとまり、国鉄所有地六三平方メートルの移転用地を確保、苫小牧駅ビル西口横と決まり駅前交番の移転問題は解決した。同五十八年（八四）十一月二十八日に、駅前交番が装いも新に完成した。

苫小牧市内の交番・派出所・駐在所（平成十二年二月現在）

交番の名称	設置年月日	管轄区地	備考
① 駅前交番	S 13・7・10	王子町、表町、若草町、旭町、末広町	S 58・11 移転
② 弥生交番	" 32・5・27	弥生町、白金町、青葉町、大成町、新富町、矢代町、元町	
③ 本町交番	" 32・9・20	本町、大町、寿町、本幸町、高砂町、錦町、幸町、浜町、栄	" 56・12 新築
④ 双葉交番	" 35・12・10	双葉町、音羽町、日の出町、住吉町、泉町、三光町一〜四	" 58・3 新築
⑤ 山手交番	" 43・10・15	山手町、啓北町、北光町、花園町、見山町、松風町、 高丘の一部、有珠の沢町一〜二	
⑥ 美園交番	" 48・12・10	美園町、三光町五〜六、新明町、高丘、明野新町、明野元町、 新開町、柳町、丸山	

⑦糸井交番	S 49・10・1	糸井、日吉町、光洋町、有明町、永福町、小糸井、日新町、有珠の沢町三々七、豊川町、はまなす町、宮の森町、桜木町	S 53・4 転換
⑧木場交番	" 54・12・6	柏木町、川治町、しらかば町	
⑨臨港交番	" 43・11・26	緑町、木場町、清水町、春日町 新中野町、元中野町、汐見町、入船町、船見町、港町、晴海町、一本松町	
⑩錦岡交番	" 57・11・15	旧錦岡、樽前地区一帯	
⑪沼ノ端交番	" 29・7・1	沼ノ端、植苗、美々地区	
⑫勇払駐在所	" 29・7・1	勇払、弁天、静川、柏原地区	
⑬西港派出所	" 50・9・7	フェリーターミナル内	

(『苦小牧警察署の調査記録』 平成十二年 苦小牧警察署)

注(1) 『苦小牧警察署の調査記録』 平成十二年 苦小牧警察署

(2) 『現行法規総覧18く警察・消防1 警察』 平成十一年十月加除分 第一法規出版

(3) 『日本大百科全書』 昭和六十一年 小学館

(4) 『苦小牧市統計書』 昭和五十六年版 苦小牧市市長公室調整課

二、犯罪事件

犯罪の発生 次の表は苫小牧警察署管内の犯罪件数であり、胆振東部一円の数字を含むものである。発生件数と**検挙**は昭和五十二年（一九七七）から三、〇〇〇件を超えるようになり、検挙件数でも二、〇〇〇件を超えていた。近年では平成九年（九七）が最も多く、窃盗が九三パーセントを占め、傷害、詐欺、恐喝が続いていた。

犯罪発生件数と検挙件数の推移（苫小牧警察署管内、単位・件）

年次	区分	総数	窃盗	詐欺	傷害	恐喝	暴行	横領	脅迫	強盗	殺人	放火	その他
昭和50年	発生 検挙	二、八三九 一、四四〇	二、四二二 一、〇九七	九二 六二	七二 六一	一六 一三	七五 六九	二八 二三	一〇 九	四 四	二 二	四 四	一一四 九六
55年	発生 検挙	三、四二〇 二、二五八	三、〇一三 一、八八九	一二九 一〇三	六三 六一	六 六	四八 四七	六五 六五	二 二	四 四	一 一	一一 一二	七七 六八
60年	発生 検挙	三、〇九〇 二、四〇二	二、七二八 二、〇三六	一五三 一六一	四六 四六	一六 一七	三八 三八	四四 四五		二 二	二 二		六一 五五
平成元年	発生 検挙	三、五二八 二、二〇〇	三、三一六 二、〇〇一	六三 七三	四〇 三九	一三 一三	一五 一五	一三 一三	二 二	二 二		二 二	六二 四〇
5年	発生 検挙	三、五一八 九七三	三、三三九 八〇三	四八 四三	四三 三九	一五 一四	一九 二〇	六 五	六 六	三 二	二 二	三 二	四四 三七
6年	発生 検挙	三、四二七 八七五	三、二四八 七二九	三三 二七	五五 四五	一三 八	一〇 五	二 一	一 一	五 四	二 二		四八 四四
7年	発生 検挙	三、六五一 八七九	三、五一五 七六二	二七 一六	三六 三九	一八 一五	九 一〇	一〇 六	二 二	二 二	五 五		二七 二二
8年	発生 検挙	三、二三四 四五四	三、〇五九 三四七	三二 一九	四〇 二七	一九 七	六 三	二 二	二 二	二 二	五 五	七 七	六三 三三

昭和9年	発生	三、八一四	10年	発生	三、四二六
	検挙	六二四		検挙	八九三
		三、六二六			七四六
		五〇二			三三
		三五			三三
		四五			三三
		三五			一二
		九			一四
		二			五
		一〇			五
		二			三
		一			三
		一			三九
		四九			三九

〔『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課より作成〕

海上犯罪 海上保安署は、海上における法令の順守、海難救助、海上における犯罪の予防・鎮圧、犯人の捜

検 挙 数 査・逮捕、水路・航路標識に関する事務、その他海上の安全の確保に関する事務を掌るのである。

苦小牧海上保安署は、昭和三十八年（六三）六月一日に室蘭海上保安部苦小牧連絡事務所として市港湾部内に設置され、同三十九年（六四）六月一日に室蘭海上保安署苦小牧信号所となり、同四十年（六五）四月一日に苦小牧海上保安署として独立し、本格的な活動を開始した。

海上での犯罪は当初は海事関係法令違反が多かったが、近年では漁業関係法令違反が多くなっている。

海上犯罪 検 挙 数 （苦小牧海上保安署管内、単位・件、人）

区 分	平成元年度		平成五年度		平成六年度		平成七年度		平成八年度		平成九年度		平成十年度	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総 数	二四	三〇	二九	一八	二九	二五	一九	一五	二二	二二	六〇	四五	五四	三三
海事関係法令違反	一六	一五	二三	一二	二四	一六	一一	四	一三	一三	三〇	一六	一三	六
漁業	四	九									一〇	一三	三九	二五
刑事	二	四	五	四	一	一	五		三	三	一〇	一二	一一	一
公害	二	二	二	二	三	六	二	四			一	一	一	
その他			一	二	一	二	六	六	六	三	六	三		

〔『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課より作成〕

第二節 司法機関

一、裁判所

札幌地方裁判所苫小牧支部 新憲法の下昭和二十二年（一九四七）四月十六日、法律第五九号により裁判所法が

苫小牧簡易裁判所 制定された。同月十七日には法律第六三号によって苫小牧簡易裁判所の設置が決定し、管轄区域を苫小牧町はじめ早来、追分、厚真、鵲川、穂別の胆振東部五町と定められ、同年五月三日に開庁した。当初は、大町（現市立総合病院付属高等看護学院南隣）の札幌司法事務局苫小牧出張所（法務局出張所）内の一部を仮庁舎として執務を開始した。

その後、王子町にあった旧札幌地方帝室林野局樽前出張所の建物を使用していたが、同裁判所が独立した庁舎を新設したのは同二十五年（五〇）六月のことであった。旭町七二番地の王子製紙所有地約四、五〇〇平方メートルを賃借し、レンガづくり亜鉛メッキ金鋼板ぶき平屋一部二階建て、総延べ面積約三四〇平方メートルの庁舎及び倉庫、物品庫などの建設に着手、同二十六年（五一）三月二十一日に新築工事が完了、新庁舎に移転し業務を始めた。その後、簡易裁判所には書記官、事務官の配置と調停委員、司法委員の設置があつて建物、内容ともに充実していった。

同二十六年（五一）に新築した庁舎は、資材難当時の建物であつたから傷みが激しく、特に外壁の崩落などで改築の止むなきに至つた。同三十九年（六四）七月に旧庁舎を取り壊し、同所に新庁舎を建設することになった。このため庁舎が完成するまで大町四八番地の旧市立授産所（現市立総合病院付属高等看護学院付近）を仮庁舎として移転し

た。簡易ブロック造り約三二〇平方メートルの新庁舎は、昭和三十九年（六四）十一月十五日に竣工し、再び旭町へ移転した。そして、同四十三年（六八）八月一日、同所に札幌家庭裁判所苫小牧出張所が開設された。

その後、同五十一年（七六）十一月に庁舎裏側に調停室四室、道交事件関係人控室一室、物品庫一室が増築された。同五十八年（八三）二月、さらに庁舎裏側に一階一六四平方メートルを増築し、総面積五八七平方メートルとなって調停室六室、申立人控室一室、相手方控室一室等の増築を行い、同所内の環境整備が図られた。

平成二年（九〇）四月一日には札幌地方家庭裁判所苫小牧支部が新設されて、最高裁判所の定めにより札幌家庭裁判所苫小牧出張所は廃止となった。しかしながら築後三〇年余を経過した庁舎は、この間、二度にわたる増築で急場を凌いでいたが老朽化とともに手狭さが加わって新庁舎建設が浮上、本決まりとなって同三年（九一）十月に旭町二の旧胆振支庁税務出張所を仮庁舎として移転、一時的とはいえ不便な執務を余儀なくされた。

新裁判所庁舎は旭町の現在地に平成四年（九二）三月十四日、榊新井組札幌支店等の施工で建築工事に着手。敷地面積二、七三五平方メートルに総工費約八億七、〇〇〇万円をもって、鉄筋コンクリート造り床面積三、三〇〇平方メートル地上五階建ての庁舎が、同五年（九三）三月十日に竣工した。

人口増や経済活動の活発化する苫小牧市の進展とともに、裁判にかかわる事件件数が増加し、今後ますます増加



真新装なった法務合同庁舎

が予想されるといった背景から、市民への司法サービスを提供するにふさわしい新庁舎が必要であるとして、その基盤整備となったのである。

外装が黒褐色系タイル張りのモダンな新庁舎一階は地裁庶務課、執行官室、道交事務室、二階は第一く第四号法廷、和解室、検察官、証人・鑑定人の各控室、三階は簡易書記官控室、第一く第三調停室、申立人・相手方・調停委員の各控室と弁護士控室、四階は家裁庶務課、調停官室、書記官室、審判廷、第四く第八調停室、申立人・相手方・関係人控室、待合室、五階は地裁書記官室、和解室、和解控室、会議室、小会議室等が配置され各フロアとも機能的な庁舎となった。

装いも新たな近代的な庁舎には、平成五年（九三）四月一日、合議事件非取扱庁、少年事件取扱庁として札幌地方家庭裁判所苦小牧支部（栃木力支部長）が執務を開始した。なお、同五年四月十三日には新設の庁舎開庁式と祝賀会が同庁で行なわれ、苦小牧市の新しい司法の殿堂の完成を祝った。

苦小牧 昭和二十八年（五三）十月、苦小牧調停懇話会（八巻耕三委員長 委員四人）の設立準備委員会が調停協会 発足した。翌二十九年（五四）二月には同懇話会の設立総会が苦小牧簡易裁判所で開かれ、会の名称を苦小牧調停懇話会（八巻耕三会長）として正式に設立された。

同四十九年（七四）九月の定期総会において、会の名称を苦小牧調停協会（先田秀吉会長）と改称し、札幌調停協会連合会、日本調停協会北海道支部及び財団法人日本調停協会連合会に加入した。同四十四年（六九）四月には室蘭調停協会より苦小牧出張所管轄の家事調停委員が苦小牧調停協会に移籍した。

同四十九年十一月、会長に對馬豊三が就任、同五十三年（七八）七月に矢嶋浪江が会長となった。その後、同会の会長には藤井則一、佐久間淳子、森岡永吾と代わり、現在は望月昭七が会長として委員五〇人余とともに社会世相を反映した複雑多様な調停業務に携わっている。

二、検 察 庁

札幌地方検察庁 検察庁法（昭和二年法律六一号）の公布により昭和二十二年（一九四七）五月三日、苫小苫小牧支部 牧区検察庁（区検）が開設され、市内本町の旧苫小牧郵便局（現苫小牧中央ボール）内に仮設、業務を開始した。同二十四年（四九）十一月に旭町四の現在地に庁舎を新築移転した。

同四十七年（七二）十二月十五日、検察庁及び法務局の苫小牧法務合同庁舎の改築工事が完了、翌四十八年（七三）一月十八日に落成式が行なわれて執務を開始した。

新庁舎は鉄筋コンクリート造り二階建て、延べ九五五平方メートルで一階を法務局と検察庁の一部、二階を検察庁が使用することになり、現在に至っている。

平成五年（九三）四月には札幌検察庁苫小牧支部が新設され、地方検察庁の業務を行なうことになった。同支部は苫小牧市をはじめ胆振東部の早来、追分、厚真、鶴川、穂別の一市五町を管轄し、このほか少年事犯については日高支庁全域を所管、スタッフ一四人が業務に携わっている。

三、法 務 局

札幌法務局 札幌法務局苫小牧支局開設の歴史は古く明治二十年（一八八七）二月一日、札幌司法事務局苫小牧苫小牧支局 出張所として市内寿町の市立総合病院付属高等看護学院付近に、通称、登記所として設置されたのに始まる。昭和二十四年（一九四九）六月一日には同出張所は札幌法務局苫小牧出張所と改称された。

その後、昭和四十八年（七二）一月十八日、旭町四の現在地に苫小牧法務合同庁舎が新築されて、同司法事務局は新設された苫小牧区検とともに移転、開庁式及び記念祝賀会が同庁舎で開かれた。

札幌法務局苫小牧出張所は昭和五十四年（七九）四月四日、法務省令第二〇号により札幌法務局苫小牧支局（佐原晋支局長）に昇格した。同支局は、従来からの不動産登記、商業登記事務、供託事務のほかに、戸籍・人権・訴訟事務の取扱いが開設された。

同支局は道内でも登記件数をもっとも多く、昭和五十三年（七八）度の不動産登記一万二、三五八件、商業法人登記二、一六一件、計三万四、四四九件にもなっていた。支局に昇格したことで従前の戸籍事務のほか人権擁護などの業務が加わり、従来の登記係が二分されて登記と総務の二係機構に改められた。なお、平成五年（九三）四月に法務省令第一一号による法務局及び地方法務局組織規程の改正により、新たに総務課が新設された。

さらに、室蘭支局の管轄も二分されて苫小牧、白老、早来、追分、厚真、鵲川、穂別の一市六町を担当、厚真、鵲川の二出張所を監督指導する立場になった。苫東開発などで苫小牧は都市化が急激に進み、利用も急増していることから人権相談事務、人権侵犯事件の調査指導などの業務が加えられたのである。

登記事務 法務局苫小牧支局が開設された明治二十年（一八八七）以来、実には一世紀以上も使用されてきた登記の電算化 記簿制度に大改革が起こり、登記簿が法務局から姿を消すことになった。平成七年（一九九五）二月二十七日からのコンピュータ導入により、登記簿一〇八年の歴史に終止符を打ち、新時代の幕開けとなった。

このシステムはホストコンピュータ一台に新規データ入力用端末機三台、プリンター三台、データ呼出用端末機などを導入、コンピュータ化による事務処理のスピードを大幅にアップすることになった。

同支局管理の東胆振一市六町の約三二万件の土地、建物に関する登記事務関係でコンピュータ化に伴い登記方法

が一変された。苫小牧支局は札幌法務局管内で八ヶ所目の機械化支局となつて、長年登記簿に慣れ親しんできた時代の流れが終わり、新しい時代の流れが始まつた。

人権擁護 人権擁護委員は、各市町村の地域住民の中にあつて人権擁護活動を行なう任務をもつた人で、法務委員 大臣から委嘱されている。

この制度は、地域住民の中から人格識見に優れた人を選び、その協力を得て住民の日常生活に接しながら、自由人権思想の普及高揚を図るとともに人権侵害が起きないように監視し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国にはその例をみないものである。

人権擁護委員会の組織体として、昭和五十四年（七九）の法務省令第二〇号により苫小牧人権擁護委員協議会が設置された。苫小牧市には平成十二年（二〇〇〇）一月現在、一〇人の委員が配置されている。人権問題解決のため人権相談、人権侵犯事件の調査処理のほか、近年の主な人権問題となつている子供の人権問題の解決に向けて、新たな取り組みが積極的に展開されている。¹⁾

注（１）『世界人権宣言五〇周年・人権の擁護』平成十年度版 法務省人権擁護局

第二章 消防・防災

第一節 消防

一、消防体制の強化

消防本部 昭和二十三年（一九四八）三月七日に新消防制度の「消防組織法」が施行され、第一条において等の設置 「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする」とその任務を明らかにした。また、市町村の消防責任については、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」とし、条例により首長が管理し、費用は市町村が負担し、消防事務を処理するため、①消防本部、②消防署、③消防団を設けるとした。¹⁾

苫小牧市ではこれを受けて、昭和二十三年十二月二十八日に苫小牧市議会において「苫小牧市消防本部等設置条例」等を可決し、ここに自治体消防が誕生したのである。

また、消防は火災を予防する業務として、立入り検査制度、建築申請の確認同意、危険物の取締り、消火設備の規制、さらに警防業務として火災の警戒、防護、消火、通報の義務、火災原因の調査等の業務が明確になった。なお、

この条例の施行により消防委員会は廃止となった。

新しい消防体制として苦小牧市消防本部、苦小牧市消防署、改編された苦小牧市消防団が設置され、初代消防長兼消防団長に渡辺廣繼、初代消防署長に堀江政之が任命された。消防職員（常備職員）は署長以下二二人、消防団員は団長以下二九七人であった。

消防庁舎は旧庁舎がそのまま使われたが、高さ一五メートルの鉄骨火の見櫓は苦小牧のシンボルの一つとなっていた。しかし、築後二十数年を経過した三条通り消防庁舎は、昭和三十一年（五六）十一月七日、旭町七四番地の苦小牧市役所横に新消防庁舎が完成し王子町より移転した。新庁舎は総工費三億八、〇〇〇万円を投入して、敷地約一、六〇〇平方メートルに鉄筋コンクリート造り二階建て、延べ面積約八三〇平方メートル、望楼の高さ二九・三五メートル（エレベーター付き）が竣工、業務を開始した。

同三十六年（六一）一月六日の消防出初式終了後、火災報知機（九七基）の開通式が行なわれた。一般電話の普及が進んでいないことから設置されたもので、同三十五年度（六〇）から三カ年計画で受信機四基と、市内要所に二二二基を設置することにした。なお、この火災報知機は、同五十年（七五）三月末に加入電話の普及により、二四二基を撤去一四年間の任務を終えた。

危険物の管理の適正と災害の絶無及び会員の親睦を図ることを目的に、同四十年（六五）四月、苦小牧危険物安全協会（坂田光義会長、会員数四八事業所）が設立された。また、同四十二年（六七）十月には防火管理者が相互に連携を図り、自主防火管理業務の向上を目指すために、苦小牧防火管理者連絡協議会（対馬豊三会長、会員九二人）が設立され、所属する事業所の安全と振興発展を図ることとなった。

同四十七年（七二）十二月、団長会等の協力で楽器等を購入し、苦小牧市消防音楽隊（池野昌利隊長、隊員三六八）

が発足した。昭和四十八年（七三）十二月には、三五メートル級の梯子車が初導入された。市内における中高層建築物（四階以上）は、当時、約二〇〇棟を超え、今後も高層建物の建設計画が多いことから梯子車が配置されたものである。

同五十二年（七七）二月二十六日、石油コンビナート特別区域にある危険物製造所・貯蔵所等の各事業所（出光興産北海道精油所ほか一四社）による、苫小牧石油コンビナート特別防災区域協議会（会長、伊東文夫出光興産北海道精油所所長）が設立された。関係法令の周知と消防用設備に対する技術の向上を図り、防火対象物の消防用設備等の充実強化を目的に、同五十一年（七六）四月、苫小牧消防設備協会（宮崎弘司会長、会員数九二事業所）が設立された。同五十三年（七八）十二月にコンビナート防災用として、高所放水砲を装備した四一メートル級梯子車を購入配備した。同五十四年（七九）七月には、危険物規制及び指導等危険物業務の推進のため、消防本部に保安課（危険物規制・保安指導の二係）が新設され、消防本部は四課（総務、予防、警防、保安）九係制となった。

同五十八年（八三）四月一日、市役所の改築工事による庁舎が完成し、消防本部は四階に移転した。

消防本部に同六十年（八五）十二月二日付で通信司令室を新設し、消防署を中央消防署と西消防署の二署制とした。西消防署は三係二出張所（弥生、花園出張所を新富出張所に統合）、中央消防署も三係二出張所（勇払出張所を沼ノ端出張所に統合）となった。

これまで署ごとに手動で吹鳴していたサイレンを同六十二年（八七）三月から、無線式サイレン自動吹鳴装置を導入し、消防署からの無線で一斉に吹鳴する方式になった。

消防本部・消防署の効率的運用のため機構改革を行い、平成五年（九三）四月一日から一本部四課一署五出張所体制とした。なお、西消防署は日新出張所と改称した。

自治体消防が発足して、平成十年（九八）には五〇周年を迎えた。苫小牧の消防はこれまでのためまぬ努力の積み重ねによって、組織・人員、施設・装備等の全般にわたって着実な発展を遂げてきた。火災に対する予防、警防はもとより、救急・救助、さらには地震、風水害等の防災対策など極めて広範囲な活動を行い、住民から深い信頼を得てきた。

同六年（九四）は苫小牧消防創設一〇〇周年を迎え、記念事業実行委員会が設立されて、記念植樹祭、婦人防火ソフボール大会、小学生作文コンクール、歴史パネル展、百年記念誌の発行などが行なわれ、十一月六日には記念式典及び祝賀会が盛大に行なわれた。

同九年（六七）三月十七日に消防緊急情報システムを導入し、十一月に救急救命士の誕生、同十年（九八）十二月一日にレスキュー隊の発足、同十一年（九九）十月一日に女性消防団が誕生するというように、新しい消防体制への移行に取り組んでいる。

しかしながら、都市化の進展や社会経済の変化等に伴い、災害の体様はますます複雑多様化してきている現況にあり、高齢化社会の到来に対応する災害弱者の対策の樹立が急務で、今後の消防力の一層の強化に努めることはもとより、救急救命士の養成、高規格救急車の整備の推進等、救急業務の高度化に力を注ぐほか、地震・風水害・火山の噴火など大規模災害対策の推進、航空消防防災体制の整備、防火安全対策の推進などを図る計画のとも、二一世紀に向けた市民生活の基盤となる安全の確保のため、消防関係者はさらに結束を固め、消防人としての誇りと自覚を持って住民の期待に応えられるよう懸命な努力が続けられている。

苫小牧消防署 苫小牧市消防署は昭和二十三年（四八）の消防組織法により、これまでの常備消防部になつての
変遷 設置された。署長以下、消防曹長四人、消防機関士補一人、消防手一二人、本部付は四人の体制で

あつたが、同三十九年（六四）七月現在では直轄二五人、第一出張所一〇人、第二出張所一〇人、第三出張所一〇人、第四出張所八人の六三人、直轄兼務者六人の総勢六九人体制となつた。また、この間の昭和三十一年（五六）十一月七日には市役所横に新庁舎が完成し、消防署もここに移った。

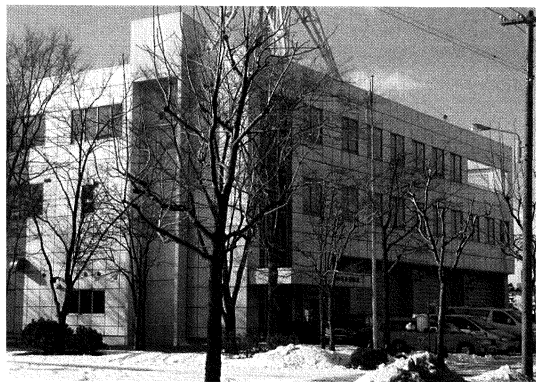
同五十七年（八二）十二月二日に二消防署制としたが、平成五年（九三）四月一日に二消防署を統合した。

また、その後において消防出張所の新設、改築、移転、統合、廃止等が行なわれたが、その概略を記せば次のとおりであつた。

同三十一年（五六）十二月二十五日に緑町第二出張所新設、同三十四年（五九）十二月二十五日に西町第三出張所新設、同三十六年（六一）八月八日に勇払出張所新設、同四十年（六五）四月沼ノ端分遣所新設、同四十一年（六六）四月錦岡分遣所新設、同四十一年七月に山手出張所を新設した。同

四十一年十二月に王子出張所が弥生町に移転し弥生出張所となり、同四十五年（七〇）六月一日に木場（緑町）出張所が住吉町に移転し住吉出張所となつた。同四十八年（七三）四月一日錦岡出張所に昇格、同五十三年（七八）十二月に糸井出張所（後の日新出張所）新設、同五十八年（八三）十二月沼ノ端出張所に昇格、同六十年（八五）十二月二日に勇払出張所を沼ノ端に統合し、弥生出張所、花園（山手）出張所を新富に統合し、平成四年（九二）四月一日に住吉出張所の改築が完成した。

平成十二年（九九）七月現在では苫小牧消防署の下に、住吉、日新、錦岡、沼ノ端、新富の一署五出張所体制である。⁽³⁾



苫小牧市消防署

歴代消防長・消防団長一覽表（昭和五十年以降）

消 防 長			消 防 団 長		
代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
七	大西勝一	昭和50・2～昭和54・9	五	錦戸正一郎	昭和40・3～昭和62・3
八	池野昌利	" 54・10～" 58・8	六	吉本重治郎	" 62・1～" 63・1
九	不動利明	" 58・9～" 63・3	七	佐藤秀直	" 63・9～平成元・9
一〇	岩田辰男	" 63・4～平成2・3	八	竹本清市	平成元・9～現在に至る
一一	渡邊有治	平成4・1～" 7・3			
一二	梅津良紀	" 7・4～現在に至る			

（『消防年報』 各年 苦小牧市消防本部より作成）

消防施設 昭和五十年（七五）以降、平成十二年（二〇〇〇）三月までの、苦小牧市消防本部が保有している
設 状 況 消防車両、救急車両及びその他の設備状況は次のとおりである。

苦小牧市消防本部の消防団の消防施設の状況（単位：台、基、本）

年次	ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	梯子車	特殊車	小型動力ポンプ車	救急車	その他	無線	ホース	消火栓	貯水槽	職員数
昭和50年	八	一	四	二			二	一	四五	九五二			一三七
55年	七		八	三			三	二	六七	一一九			一七一
60年	四	一	七	三			三	二〇	七四	一、三一二	一、四〇五	七四	一八五
63年	二			二	三		四	二一	八七	一、二七六	一、四七〇	七三	一八五

平成2年	5年	7年	8年	9年	10年	11年
三	三	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六
二	二	二	二	二	二	二
三	三	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一
四	四	四	四	四	四	四
二四	二四	二三	二三	二三	二三	二三
九二	九二	一〇〇	九九	九九	一〇二	一〇七
一、二二六	一、二一八	一、二六七	一、二五六	一、二二四	一、〇二一	一、〇七一
一、五〇九	一、六五三	一、七五五	一、八〇二	一、八五二	一、九〇〇	一、九二四
七四	八一	八三	八八	九〇	九二	九五
一九三	一九二	一九八	一九八	二〇二	二一一	二一〇

〔苦小牧市統計書〕 各年 苦小牧市企画調整部企画課より作成

苦小牧市消防団 昭和二十三年（四八）十二月の自治体消防発足当時の消防団組織は、渡辺消防長兼団長のもと、
の 変 遷 副団長に先田秀吉、大木祐三が就任し、第一―第五分団の組織であった。

同五十年（七五）には定員二六二人（実員二五〇人）で、団長錦戸正一郎、副団長吉本重治郎、竹本清一で、この下に第一分団（直轄・二四人）、第二分団（直轄・一九人）第三分団（住吉出張所・二六人）、第四分団（弥生出張所・二三）、第五分団（花園出張所・二六人）、水上分団（苦港サービス・一九人）、勇払分団（勇払出張所・二二人）、沼ノ端分団（沼ノ端分遣所・四五）、錦岡分団（錦岡出張所・三九）体制であった。^{（4）}

同五十四年（七九）八月に第六分団（日新）を新設し、一〇分団制に改編された。同五十八年（八三）四月に植苗分団が独立、後に水槽車が配備された。苦小牧市消防団は一一分団となり、定員二八七人となって、ポンプ車、タンク車、その他の車両一一台を保有し、小型動力ポンプ一〇基が配備されている。

平成六年（九九）四月現在の苦小牧市消防団組織は竹本清市団長以下二六六人で構成され、小島啓道、森敏夫両副団長のもと、丹治康雄（団本部本部長）、小松伸弥（第一分団長）、中西鶴亀（第二分団長）、岩田照彦（第三分団長）、

渡辺正久（第四分団長）、平田重春（第五分団長）、藤沢朝治（第六分団長）、伊藤喜一郎（水上分団長）、佐藤稔（勇弘分団長）、中濱重治（錦岡分団長）、工藤裕司（沼ノ端分団長）、中嶋国男（植苗分団長）となっている。⁵⁾

苦小牧少年 自治体消防の発足とともに火災予防業務の推進が特に重要視されるようになり、この中で少年少女消防クラブ に対する火災予防思想の普及も重要事項として取り上げられた。当時の国家消防庁は、外国の少年たちが火災予防に大きな役割を果たしていることを参考に、アメリカの状況をモデルとした組織づくりを文部省や社会教育団体と協議を重ねた結果、少年消防クラブの基本路線を定め、昭和二十五年（五〇）十二月「少年消防クラブの取り扱いについて」の通牒を各都道府県知事及び消防長に示した。

その後、同二十八年（五三）に「少年消防クラブの指導要綱」が制定され、「全国少年消防クラブ運営指導協議会」が設けられて少年消防クラブの育成発展が図られてきた。

苦小牧市では苦小牧市教育委員会に協力を求め、学校単位での組織化に着手することになり、同二十九年（五四）四月に苦小牧東、苦小牧西、若草の各小学校、苦小牧東、弥生の各中学校の五校の一五八人で少年消防クラブが結成され活動が開始された。その後、市街地の発展とともに小・中学校も増え、北光、緑、大成、清水、美園、日新、北星、澄川の各小学校にも結成され、最盛期には小学校一校、中学校二校で活発なクラブ活動が展開された。

同六十年（八五）代に入つてからは種々の事情から実施校が減少し、クラブ活動も停滞状態にあつて、現在は沼ノ端（三〇人）、大成（二六人）、美園（一八人）、明野（二二人）小学校の四校八六人となっている。⁶⁾

救 急 苦小牧における救急業務が本格的に消防担当となつたのは、昭和三十七年（六二）一月からである。業務 当初、日本赤十字社とタイアップして、市民の生命・身体の保全を目的に救急車が消防本部に移管配置されて救急業務がスタートした。

この年の救急出動件数は、一五二件で一一五人を搬送救護した。その後、昭和三十八年（六三）の消防法の改正により消防の任務として法的にも明確に位置付けられ、「救急業務の実施基準」「救急隊員の行なう応急処置等の基準」も告示されて消防の業務として定着した。

しかしながら、人口増加や高速自動車道開通などから、救急事象の増加や災害発生時の人命危険の増大など、その体様は複雑多様化し、さらに高齢化社会を迎え救急医療の必要性は一層増大することが予想される。こうした社会背景を受けて、平成三年（九一）には救急業務の高度化の実現のため、救急隊員の行なう応急処置等の範囲が拡大されるとともに救急救命士制度が施行された。

苫小牧市としては平成六年（九四）二月から高規格救急車を導入し、応急処置等の範囲拡大のうち救急Ⅱ課程修了の処置が行なえる体制となった。現在、高規格救急車を含め三台の救急車で二四時間救急業務を行なっているが、同十年度（九八）の総出動件数は四、三四一件で急病人や負傷者などを医療機関に搬送した。救急出動内訳は次の通りである。

苫小牧市消防本部の救急出動件数（単位・件）

年次	総数	事故 交通	急病	負傷 一般	災害 労働	行為 自損	加害	水害	火災	その他
昭和50年	一、四三八	二四九	七四四	一五五	五九	四六	一九	四	八	一三五
55年	一、九七五	三三三	一、〇七四	二二五	七〇	二八	三四	七	七	一五五
60年	二、五七五	四七三	一、三九八	二五三	五五	三四	三六	三	九	二八〇
63年	二、七五九	四七五	一、四八〇	二八二	五六	三四	三〇	二	七	三五四
平成2年	三、〇〇九	六二六	一、五二二	二九四	六六	六一	三七	一	七	三四三

平成5年	6年	7年	8年	9年	10年
三、二九五	三、五五六	三、七二四	四、〇六三	三、九六六	四、三四一
五二九	五八八	六一〇	六二〇	六〇〇	六二三
一、八一二	一、九一三	二、〇六一	二、二三六	二、一五五	二、四二三
三三〇	三七四	三七五	四四九	四〇八	五〇二
六八	八二	六六	九八	五四	六二
四八	五三	三九	五三	一一〇	八九
四三	三五	四七	五七	六〇	五九
二	五	二	五	三	三
六	一〇	一一	一三	一三	七
四二五	四四四	四五三	四九〇	五一三	五四九

〔苦小牧市統計所〕 各年 苦小牧市企画調整部企画課より作成

自衛消防 企業の防火対策のために自衛消防隊が組織されたのは、苦小牧では明治四十五年（一九一二）四月六年（四一）に王子防護団に、同二十年（四五）には苦小牧町消防団第二分団となり、消防車三台を有して工場内の自衛消防はもとより市内の火災にも出動。また、訓練活動にも他の分団同様の活躍を続けてきた。

昭和二十九年（五四）には、苦小牧市消防団から分離独立し、王子消防団となった。同三十三年（六三）に王子製紙自衛消防隊は、機構縮小のため構内に所有するフォード製タンク車など三台の消防車を苦小牧市の消防本部に寄贈した。

一方、国策パルプ工業㈱勇払工場においても、昭和十七年（四二）に特設防護団が組織され、団長以下三六人で工場内の防災のために活動が開始された。公設の消防団と常に連携を持ちながら、市内の防火・防災活動に活躍した。現在、大規模な危険物製造所等をもつ事業所には、法律でその規模に応じた自衛消防組織を編成することが義務付けられている。

その他に、石油コンビナート等災害防止法での防災区域内では、自衛防災組織・共同防災組織が設置され、三点セツ

トといわれている大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車などの消防車をそれぞれの事業所に配置し、石油コンビナート区域の防災の任に当たっている。

専任の防災要員、消防隊を編成している事業所は平成六年（九四）現在で次のとおりである。

- ・ 出光興産(株)北海道製油所
- ・ 苦小牧苦東石油備蓄(株)
- ・ 苦小牧埠頭(株)
- ・ 北海道石油共同備蓄(株)
- ・ 日本軽金属(株)苦小牧製造所
- ・ トヨタ自動車北海道(株)

上水道と 昭和二十七年（五二）五月、長年の念願であった水道の通水が開始され、以来、第一次、第二次拡張火栓 張事業により安定した給水が続けてきている。創設時の上水道敷設計画の配管計画図には一三六基の消火栓設置が含まれており、それまで水利不良のためたびたび火災発生にainaながら、掘抜き井戸式防火貯水槽を頼りにしてきた消防にとって待ち望んでいたものであった。

この上水道工事において各戸給水に先立って、同二十六年（五一）十二月十日に、待望の地上式消火栓五九基、地下式九基の使用が開始された。その後、市街地の発展に合わせて、順次設置基数を増やしてきた。平成十二年（九九）三月末の消火栓数は、一、九二四基（単口一、二八二基、双方口三八四基など）、防火水槽は九五基で、この中には凍結対策で改良した当市開発のスワン型消火栓一九一基が含まれている。⁷⁾

注(1) 『現行法規総覧19く警察・消防1 消防』 平成十一年十月加除分 第一法規出版

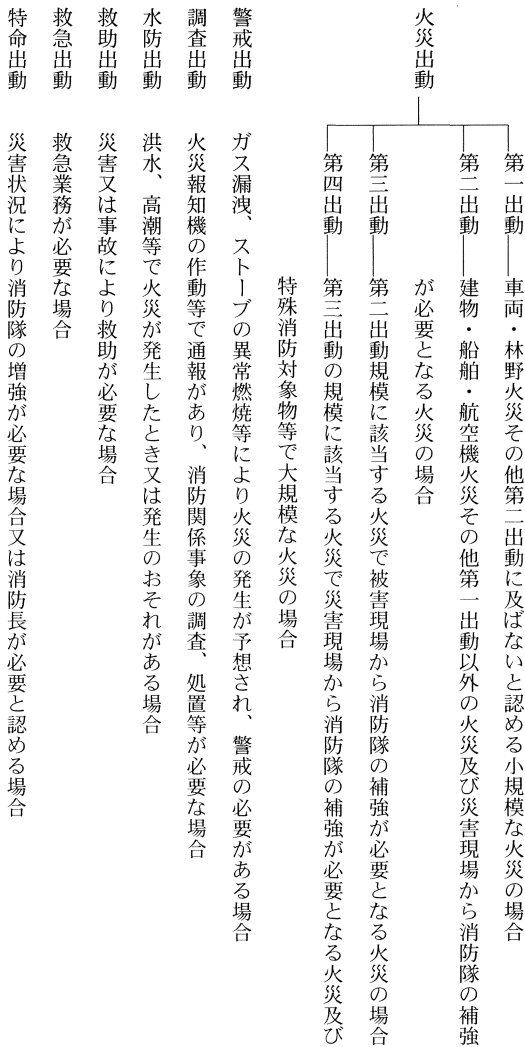
(2) (5) (6) 『苦小牧市消防百年記念誌』 平成六年 苦小牧市消防百年記念事業実行委員会

(3) 『苦小牧市職員録』 平成十一年度 苦小牧市総務部人事課

(4) 『消防年報』 昭和五十年版 苦小牧市消防本部

二、火災発生状況

消防署の 苫小牧市消防署の火災・災害発生時における消防隊の出動は、第一出動から第四出動まであり、次出動体制のように区分されている。



応援出動 相互応援協定を締結している市町村長から出動要請を受けた場合

待機出動 増援出動を迅速にし、二次災害に備えるため指定署所に待機させる場合

〔苦小牧市消防百年記念誌〕 平成六年 苦小牧市消防百年記念誌事業実行委員会

昭和五十年以降 昭和五十年（一九七五）三月十七日午前九時ごろ、王子町二丁目の駅通り繁華街の電気店からの主な火災状況 出火、同店舗兼住宅約三六〇平方メートルの内部を全焼、さらに南隣の二階建物に延焼、延べ一〇〇平方メートルを半焼、さらに北隣の衣料品店にも延焼、延べ約一五〇平方メートルの一部を焼いた。駅前のメーンストリートにある商店街で、市消防本部では消防車一四台を出動させ消火に当たったが、火のまわりが早かったのと店舗と店舗との間が狭く、店舗が密集していたため火は次々と燃え移り、同一〇時一五分ごろ鎮火した。この火事で一世帯六人が焼け出された。

昭和五十年（七五）八月九日午前三時ごろ、錦町二丁目の通称・中央ストア街から出火、同ストア街に入居していたスナックや、などの飲食店五店のほか、むね続きのアパートなど延べ七二〇平方メートルの内部を焼いた。焼けた中央スト―は、木造の古い建物が密集し、市消防本部でも要注意箇所指定していたところであった。通報と同時に消防本部は第二種出動をかけ、市内の消防車一六台と消防職員・団員一〇九人を出動させ消火に当たったが、この火事で一〇世帯一四人が焼け出された。避難が早かったため、さいわい死傷者はなかった。

昭和五十一年（七六）六月二十九日午前二時四三分ごろ、錦町一丁目のパチンコ店から出火、木造モルタル二階建て延べ約九一六平方メートルを全焼した。同店はアーケードのある一条通商店街や飲食店街が建ち並ぶ中心繁華街にあり、市消防本部でも最重要警戒地区に指定していた。同本部では出火と同時に消防車一七台と消防職員、団員ら一〇人を出動させ消火作業に当たった。火は午前五時過ぎによりやく消えた。従業員九人が住み込んでいたが、さい

わい死傷者はなかった。損害は約一億六、〇〇〇万円にのぼるものとみられた。

昭和五十二年（七七）二月七日午後一時五八分ごろ、日吉町四丁目の公営住宅が焼け、寝たきり老人が逃げ遅れて焼死した。同住宅はブロック造り二階建て一棟六戸の住宅で、内部約五四平方メートルを全焼して八日午前零時二〇分ごろ火は消えた。焼死した老人は腰が悪く、半身不随で一階の居間に寝たきりであった。

昭和五十七年（八二）五月二十一日午後五時二〇分ごろ、錦町一丁目の元割烹・桜川から出火、木造一部二階建ての同店舗と棟続きの整骨治療院、スナック合わせて七六六平方メートルを全焼、さらに西隣の千歳信用金庫苦小牧支店の壁をこがし、約三時間後の午後八時一三分鎮火した。現場は国道36号に面した市内中心部の飲食店街で、市消防本部では第二種出動をかけ消防車二二台、消防職員、団員を招集、消火作業に当たった。しかし、木造の古い建物であったため火の回りが早く、折からの八く一メートルの強い北風にあおられ延焼を食い止めるのに必死であった。

桜川は、大正五年（一六）創業、昭和五十六年（八一）六月二十六日に廃業するまで、苦小牧市内における最高級の料亭で格式と伝統を重んじる割烹として六〇年余り開業していた老舗であった。

昭和六十年（八五）五月二十二日午後八時二〇分ごろ、錦町二丁目の食品センター商業協同組合の店舗付近から出火、火は三時間以上も燃え続けてスナックや食料品店、空き家などの建物約一、五〇〇平方メートルを全半焼し、損害額は約四、三六〇万円であった。焼失した建物は築後二〇く三〇年の古い建物ばかりで火の回りが早かった。同センターは、同三十三年（五八）十二月にオープン、一条銀座通りの老舗で店舗面積は約三三〇平方メートルあり、生鮮三品を中心に錦町界わいで親しまれていた。

昭和六十二年（八七）十一月十四日午後四時四九分ごろ、大町一丁目のパブスナック付近から出火、隣接の老朽化した飲食店ビルなど六棟一八店舗（うち三店舗は空き家）と物置の合計約四二〇平方メートルを焼いた。現場は通称「親

不幸通り」と呼ばれている飲食店が建て並ぶ繁華街で、建物のほとんどが木造モルタルの建築後二〇年以上の老朽化した建物であった。市消防本部では第四種出動をかけ、消防車二四台と職員・団員一八〇人を出動させ消火に当たった。しかし消防車が入れない狭い道路と密集家屋のため消火活動に手間取り、鎮火状態になったのは四時間以上もあとのことであつた。けが人は消防士が軽傷を負つただけですんだ。消防本部の第四種出動は昭和六十年（八五）五月の錦町繁華街火災に次いでのことであつた。

昭和六十三年（八八）五月十九日午後三時一三分ごろ、光洋町一丁目の四世帯入居のアパート一階から出火、モルタル二階建て一五〇平方メートルのうち、内部四〇平方メートルを全焼した。この火事で火元の住宅内から足の不自由な老人が死亡したが出火原因が特定できず、さらに司法解剖の結果、死因は焼死ではなくケイ部圧迫による窒息死であることが判明した。苦小牧警察署は現場検証のほか自他殺または事故死と判定することもできず捜査を継続することとした。

昭和六十三年（八八）九月二十二日午後一〇時七分ごろ、大成町一丁目の市営住宅一四階の住宅から出火、同住宅の内部五二平方メートルを全焼した。市消防本部ではハシゴ車二台を含む九台の消防車を出動させて消火に当たつたが、この火事で幼児が焼死、小学二年男児がやけどで重傷を負つた。

消防本部のまとめによると昭和六十三年（八八）十月現在で九九件の火災が発生、昨年同期に比べ三一件も増加した。火災の内訳は建物火災が六四件でうち全焼一三件、半焼三件、部分焼四八件、林野火災六件、車両火災一二件、その他一七件で、損害額は一億二、六八〇万円に及んだ。

平成二年（九〇）六月ごろから苦小牧市内の三光町、双葉町、緑町、木場町、若草町などを中心に放火を繰り返してきた男が同年九月十八日夜、苦小牧警察署に緊急逮捕された。地域住民の不安を募らせてきた連続放火事件の犯人

逮捕に住民の間には安どの色が広がった。逮捕されたのは市内に住む無職の二八歳の男であった。

市内での不審火は六月二日深夜に三光、双葉、緑、王子、栄の各町で不審火が連続七件発生したのをはじめ、平成二年（九〇）八月二十八日未明には三光、双葉、木場町で連続三件、九月十七日未明には春日、双葉、緑、若草町で連続四件の不審火が発生していた。

苫小牧警察署では連続三回の不審火は同一犯人とみて、刑事一課を中心に特別捜査班を組んで連日深夜から未明にかけパトロールする一方、放火の前歴者も含め不審者の割り出しに全力を挙げていた。現場付近の聞き込み捜査から、この男が捜査線上に浮かび、任意同行して取り調べたところ、六月からの一連の放火事件を自供した。

調べに対し男は、苫小牧市内で連続発生した二四件の放火事件を認め、仕事にも就いていないため、友たちなどからばかにされていると思い込んで、気晴らしに放火したと自供した。

平成三年（九一）十二月十五日午後零時半ごろ、幸町二丁目の住宅から出火、同棟の果物屋店舗を含む木造平屋建て約一二七平方メートルと、隣接の木造平屋建ての空き家約四二平方メートル、さらに木造一部二階建ての住宅約一五三平方メートルの四戸が全焼した。この火災で火元の住民一人が火を消そうとして顔や手などに二週間のやけどを負った。また、幸町周辺の電話一五〇回線が不通となり、四時間後に復旧した。

平成四年（九二）三月五日午後三時半ごろ、寿町一丁目のアパートから出火、木造モルタル二階建て（五世帯入居）約一七三平方メートルのうち、一階の住人方居間の内部と二階部分約三〇平方メートルを焼いた。焼け跡から男性の焼死体が発見された。他の住人にはけがなどはなかった。

平成四年（九二）八月二十七日午後七時四〇分ごろ、字勇払一五五の会社員宅から出火、木造モルタル総二階建て延べ一二〇平方メートルのうち、二階内部六〇平方メートルを全焼し、午後八時半ごろ鎮火した。火事の焼け跡から

会社員が死亡しているのが見つかった。

平成四年（九二）九月三十日午前五時ごろ、音羽町一丁目のアパートから出火、木造サイディング張り総二階建て延べ約四六〇平方メートルのうち、一階に住むアルバイト女性方の居間の内部約五平方メートルを半焼し、一五分後に鎮火した。この火事で焼け跡から中年の女性、さらに奥の寝室から男性の死体が見つかった。苫小牧警察署の調べでは酒を飲んで寝込んでいた女性と男性が一酸化炭素中毒とやけどによるものと分かった。

苫小牧市内では平成四年（九二）に六六件の火災が発生した。これは前年の八六件に比べ二〇件も減少した。反面、焼死者が五人、負傷者一二人となつて死者は過去一〇年間で最悪であつた。犠牲者の中に高齢者や乳幼児・児童らの低年齢者、身障者らいわゆる社会的弱者と呼ばれる人たちが少なく、意外にも犠牲者のほとんどは働き盛りの世代であつた。

苫小牧市内で発生した平成五年（九三）の火災件数は五一件と過去五年間で最も少なかった。同四年（九二）に比べ一六件減り、昭和六十三年（八八）の一七件と比較すると二分の一以下にとどまった。火災は建物三二件、車両一〇件、林野五件などで死者は三人、負傷者は九人で建物火災は前年より一三件減少した。損害額も前年の二億三、〇〇〇万円から一億五〇〇万円に半減した。

出火原因別で最も多いのが「たばこの不始末」と「コンロ」で各一七件、続いて「ストーブ」の一三件、「放火・放火の疑い・ふろ」が各一〇件、「たき火・火遊び」が各九件などの順であつた。

減少傾向にあつた苫小牧市内の火災発生件数は、平成六年（九四）になつて四年ぶり増加に転じた。同年一月～一〇月までの火災発生件数は五一件で前年同期を九件上回つた。なかでも建物火災は四二件と多く、前年同期比の一六件増となつた。

主な建物火災では、平成六年（九四）八月十六日にＪＲ錦岡駅のごみ箱から火が出て駅舎内部を全焼、また、十一月三日に勇弘の浄土真宗系寺院の完成間近となった本堂を全焼、同月八日にも春日町の食材販売会社などの倉庫が全焼した。ただ、死傷者が減少しているのが幸いであった。

一方、火災や救急の出動要請をする１１９番通報は、平成五年度比約三、〇〇〇件増の一万三、二〇〇件を数えた。一日当たり三六件受理したことになる。このうち無言電話といわずら電話は一、二八一件と全体の約一割もあった。さらに火災や救急出動の問い合わせが四二五件で、合計すると約一、七〇〇件が１１９番通報になじまない電話であった。平成七年（九五）一月から四月までに火災が多発、火災件数は二一件、焼死者三人という記録的ハイペースとなった。これは昭和二十二年（四七）以来のワースト記録で車社会を反映し車両火災で二人が死亡したことが大きな特徴となった。同年三月二十五日には弥生町一丁目の片側一車線の直線道路で、男性会社員運転の乗用車が道路右側の立ち木に衝突、車が炎上し運転していた会社員が焼死した。四月一日にも糸井のグリーンヒル団地内の市道で乗用車が炎上し、近くの路肩で運転していた会社員が死亡した。

同年六月十六日午前一〇時ごろ、字沼ノ端六六五の民家から出火、木造防火造り一部二階建て延べ一五〇平方メートルのうち一階部分七〇平方メートルを焼いて間もなく鎮火したが、焼け跡から乳児が焼死体で見つかった。母親は外出中であった。この火災で市内における焼死者数は半年の間に四人を数えた。

平成七年（九五）一月から十二月七日現在の車両火災は一五件発生し、すでに昨年一年間の九件を超えた。市内の車両火災は六月と九月を除くすべての月で発生し、月一〜二件のペースとなった。出火原因はエンジンの加熱による触媒や電気コードへの引火、ガソリンタンク破損による引火など、特にエンジン部分が大半を占め、長時間にわたり高速運転を続けたために出火した例も見られた。

建物火災は四〇件で、焼失面積五割以上の全焼が七件、二〜五割の半焼が八件、二割未満の部分焼が一二件、被害がほとんどなかった「ぼや」が一三件であった。また、漁船火災が一件あった。火災損害額も三年ぶりに二億円を突破、二億七〇〇万円となるなど高額化の傾向を示した。

平成八年（九六）三月十七日午後零時五〇分ごろ、大町一丁目の居酒屋付近から出火、火は約四時間にわたって燃え続け、居酒屋、スナックなど飲食店が入居した建物五棟、計六店舗が全半焼した。市消防本部は第四出動命令を出し、消防車二六台、隊員一二一人を投入、消防団の出動も要請した。火は同四時五一分ごろ鎮火したが、この火災で店舗三棟と物置の計四棟を全焼、一棟が部分焼した。焼失面積は延べ九〇〇平方メートルに及んだ。また、消火活動中、消防署員二人が軽傷を負った。

平成八年（九六）四月三日午後二時半ごろ、苫小牧港・西港東防波堤灯台から南一五キロメートルの沖合で、汐見町二丁目の漁民所有のカレイ刺し網漁船（四・九トン）から出火、船長と乗組員二人は備え付けのゴムボートで脱出し、けが人はなかった。船は激しく燃え二時間半後に沈没した。苫小牧漁協関係者は二〇年ぶりという漁船火災事故発生に衝撃を隠しきれなかった。

平成八年（九六）四月八日午前五時二〇分ごろ、錦町二丁目の二条会館から出火、木造モルタル二階建て延べ約三〇〇平方メートルのうち、キャバレーと居酒屋の店舗部分を中心に約二五〇平方メートルの内部を焼いて、同七時一〇分ごろ消し止めた。火災現場はコミュニティ道路としての整備が進む市道二条通りに面したビルで、六〇〇店以上が密集する錦町・大町地区は市内有数の繁



昭和 60 年 12 月の火災を報ずる新聞

華街で、同地区での火災が相次いでいることから町内会や歓楽街の地元関係者は防火意識の高揚を図るとともに啓発運動の検討を開始した。

平成八年（九六）九月十六日未明から早朝にかけ日新町、花園町、白金町などで連続四件の火災が発生した。いずれも民家への延焼や負傷者はなかったが、白金町一丁目の新王子製紙苦小牧工場の古紙ヤードで新聞古紙が炎上、損害額三、〇〇〇万円以上の大きな被害が出た。

連続四件の不審火とみられる火災が発生したことで、捜査に当たっていた苦小牧警察署は同日、火災現場の近くにいた男性を非現住建造物等放火の疑いで逮捕した。逮捕されたのは末広町の無職男性で住民に目撃され、駆けつけた同署員が任意に事情を聴いたところ犯行を認めた。

一方、市内では同年八月二十日夜から二十一日未明にかけて連続三件の不審火が発生していた。最初は日新町五の民家の住宅、車庫から出火、古紙回収用に保管していた新聞紙の束などが燃えた。続いて矢代町一の市営住宅の物置から出火、物置と住宅の一部などを焼いて一〇分後に鎮火した。さらに、港町二の苦小牧公設食品卸売センターから出火、棟続きで約二〇店舗が入った平屋建ての建物内部約三〇平方メートルを焼いた。苦小牧警察署はこれら一連の不審火との関連性についても逮捕した男を追及した。

市消防本部の取りまとめによると、平成八年（九六）の火災総数は七一件で昨年より八件増、このうち建物火災は五九件で一〇件増、焼損棟数は七四棟で二〇棟も増加した。出火原因はストーブとコンロが各一件でトップ、次いで放火が一〇件であった。

また、火災による損害額は約四億三、四〇〇万円に上り、過去最高だった昭和四十九年（七四）の二億七、九〇〇万円を上回り、歴代ワーストワンとなった。なお、死傷者は死者一人、負傷者二人で昨年に比べ死者は五人減った

が、対照的に負傷者は五人増となった。

平成十年（九八）三月四日午前一時四五分ごろ、字錦岡五〇の民家から出火、木造モルタル平屋建て約三七平方メートルの内部を全焼、焼け跡から男性の焼死体が発見された。この男性は配管工事会社の実務人として事務室兼住宅に妻と二人暮らしであった。

平成十年（九八）十二月十三日午前五時五分ごろ、光洋町一丁目の住宅から出火、木造防火造り二階建ての内部約一〇〇平方メートルを全焼し、午前六時ごろ鎮火した。この火災で一階台所付近からトラック運転手の男性が焼死体で見つかった。同年の火災件数は前年に比べ六件の減であったが、死者二人を出す結果となり、損害額も前年の三億二、〇〇〇万円の二倍を超え、過去五年間の最高額七億円の高額に達した。^①

注① 本項は『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課及び『消防年報』 各年 苦小牧市消防本部、『苦小牧民報』各号より調整して記入した。

第二節 防 災

一、防 災 計 画

防災計画 苦小牧市地域防災計画は、昭和四十年（一九六五）に初めて作成された。これは防災対策基本法の
の変遷（昭和三十六年法律第二二三号）第四二条の規定に基づき市民の生命、身体及び財産を災害から保護

するため、市及び関係機関の責任と義務を明確にするとともに、災害時における応急対策を総合的かつ迅速・的確に実施するため、具体的事項について定めたものである。

防災計画書（B5版、九〇ページ）は総則（目的、防災関係機関など）に始まり、防災組織（防災会議、防災対策本部、本部以外の防災関係機関など）、災害情報通信（気象情報等の伝達、災害情報連絡、災害会議構成機関、地区情報連絡責任者など）、災害予防（危険区域の設定、消防計画など）、災害応急対策（災害広報、水防、避難救出、食糧供給、衣料、生活必需物資の供給、給水、医療及び助産、防疫、清掃、輸送、文教対策、港湾防災など）の五章にわたって災害対策本部を軸にした災害把握と住民への広報、応急対策等が示されたものであった。^①

その後、社会情勢の著しい変動とともに防災対策を重要施策に位置付けて、新しい地域防災計画が策定されてきた。平成七年（九五）まで、すでに一七回もの計画の見直しによつて計画の修正が行われた。十年（九八）三月には防災計画の改訂が行われた。計画修正・改訂の要点は次のとおりである。

苦小牧市地域防災計画の修正・改訂

昭和四〇年

・ 苦小牧市地域防災計画作成

四二年修正

・ 消防計画（別冊）

昭和四三年修正

・ 港湾防災計画

四九年修正

・ 石油コンビナート地帯防災計画（別冊）

五〇年修正

・ 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画、樽前山火山防災計画、地震災害対策計画、港湾等防災対策計画

五一年修正

・ 災害対策本部組織、石油コンビナート地帯防災計画（別冊）及び消防計画（別冊）

五三年修正

・ 災害対策本部組織、樽前山火山防災計画

五四年修正 ・ 災害対策本部組織、樽前山火山防災計画

五六年修正 ・ 災害対策本部組織等

五七年修正 ・ 災害対策本部組織等

五八年修正 ・ 災害対策本部組織等

五九年修正 ・ 災害対策本部組織等

六〇年修正 ・ 災害対策本部組織等

六一年修正 ・ 災害対策本部組織等

六二年修正 ・ 災害対策本部組織等

六三年修正 ・ 災害対策本部組織等、集中豪雨災害対策

平成 元年修正 ・ 災害対策本部組織、輸送計画、苫小牧市防災会議運営規程、災害時の医療救護活動に関する協定書等

八年修正 ・ 防災会議及び災害対策本部組織等

平成一〇年改訂 ・ 震災対策編、風水害等対策編、火山災害対策編、資料編作成

（『苫小牧市地域防災計画』平成十年 苫小牧市防災会議）

市防災計画は昭和四十年（六五）に作成され、その後都市の発展にあわせ同四十二年（六七）には消防計画、同四十三年（六八）には港湾防災計画、同四十九年（七四）には石油コンビナート地帯防災計画を盛り込むなど修正が加えられてきた。

同五十三年（七八）の修正では、樽前山火山防災計画で地域情報連絡責任者を新しく配置し、従来の防災五機関から九機関に増強した。また、樽前山も含め災害時での緊急避難場所として一、〇〇〇平方メートル以上の公園八三カ

所を新しく指定、さらに山林火災や緊急物資輸送用として高丘、清水町、錦岡（口無沼）の三カ所にヘリポートを設けることになった。

昭和六十三年（八八）の改訂では、同六十二年八月二十六日の集中豪雨のため家屋、幹線道路、河川、農地などで約二億三、〇〇〇万円にのぼる被害を受けたので、この対策として低地帯浸水予想区域のシーアイ団地付近など一〇カ所、地すべり・がけ崩れ危険区域に泉町・高丘など二カ所、土石流危険河川の錦大沼の沢、覚生の沢など六カ所のほか、水防区域一ニカ所とするなど防災計画の大幅な見直しを行った。

市防災会議は二年前から続く本道での地震に加え、平成七年（九五）一月十七日の阪神大震災を教訓とした国の防災基本計画に連動し、同七年度（九五）に苦小牧の計画についても抜本的に見直すことになった。見直しに当たっては防災会議の下部組織として専門委員会を設置し、具体的に現行計画の問題点や課題を整理し、災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画に分けた見直し素案を作成する手順、先の大震災で指摘された初動体制の強化などが大幅修正のポイントとなり、昭和四十年（六五）の策定以来初の計画策定が進められることとなった。

苦小牧市地域防災計画が三二年ぶりに改訂され、平成十年（九八）七月に開かれた市防災会議で承認を受けた。新計画は、多数の死傷者を出した阪神大震災の教訓や市防災アセスメントなどをふまえて策定され、計画書は震災、風水害、火山の三編で構成され、災害前と災害発生時に市や防災関係機関が取るべき対策が明記された。

災害予防計画では、被害を最小限にするために延焼の危険がある住宅密集地域の基盤整備、水道、下水道などライフライン施設の耐震性強化、道路・橋りょうの補強、治水対策の確立、オープンスペースの確保などの必要性を指摘、地盤改良による液状化の防止、ボランティアの育成、町内会への自主防災組織結成等が盛り込まれた。⁽²⁾

注(1) 『苦小牧市地域防災計画』 昭和四十三年 苦小牧市防災会議

注(2) 『苦小牧市地域防災計画』 平成十年 苦小牧市防災会議

二、防 災 会 議

苦小牧市防災 苦小牧市防災会議は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二二三号）、災害対策基本法施行令
会議の設置（昭和三十七年政令第二八六号）及び苦小牧市防災会議条例（昭和三十八年条例第一〇号）の規定
に基づき、苦小牧市防災会議（委員二人）が昭和三十八年（一九六三）四月一日に設置された。

防災会議は市長を会長とし、市防災会議条例第三条第五項の各号に定める機関の長又は市長の指定する委員で構成
された。①指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者、②北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命
する者、③警察官のうちから市長が任命する者、④市長がその部内の職員のうちから指名する者、⑤市教育長、⑥市
消防長及び市消防団長であつた。

指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者市防災会議の所掌事務として、市における
防災に関する基本方針及び計画を定め、その実施の推進を図るとともに、災害が発生した場合、当該災害に関する情
報を収集し、関係機関との連絡調整を行うことを任務とするものである。¹⁾

防災会議の委員機構図



『苦小牧市地域防災計画』 平成七年 苦小牧市防災会議

災害 対 市長は、その地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため策本部 必要があると認めるときは、災害対策本部を設置するものとし、本部長には市長を、副本部長には助役、収入役及び消防長を、その他本部員には市の職員をもつて充てるものとする。昭和三十九年（六四）十一月施行された。

1、本部の設置及び廃止

①設置

市長は防災会議の意見をきいて設置するものであるが、緊急やむを得ないと市長が①大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき、②災害が発生し、その規模又は範囲からして特に対策を必要とするとき、③気象、地象又は水象に関する情報もしくは警報を受け、非常配備体制の必要が認められたときは、防災会議の意見をきくことを省略して設置することができるとするところがある。

②廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部を廃止するものとする。

③ 設置及び廃止の通知公表 本部を設置したときは、総括部長は直ちに職員に対し庁内放送、無線又は有線電話等で周知するとともに、防災関係機関、胆振支庁、報道関係機関及び地域住民にそれぞれ迅速な方法で通知公表するとともに本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示するものとする。

なお、廃止した場合の通知公表は、設置したときに準じて行うものとする。

通知及び公表先

通知及び公表の方法

各部班

庁内放送及び有線電話等

防災関係機関

有線電話

地域住民

報道機関を通じて公表

報道関係

口頭又は文書等

④現地本部の設置

ア 本部長は、早急な諸対策を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置することができるものとする。

イ 現地本部に現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもつてこれに充てるものとする。

ウ 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずるものとする。

2、非常配備体制 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、本部に非常配備体制をとるものとする。

非常配備にする基準 非常配備の種類、配備内容、配備時期の基準については、次の「非常配備に関する基準」のとおりとする。

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
第一種 非常配備	災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等災害応急活動のための諸準備を開始するとともに、さらに第二非常配備に移行しうる体制とする。	気象業務法に基づく気象、地象、又は水象その他の災害に関する情報若しくは警報を受け、本部長が当該配備体制を必要と認めたとき。
第二種 非常配備	災害の発生とともに関係各班所要の人員をもつて直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。	局地的な災害の発生が予想されるとき、又は被害が特にじん大であると予想されるときにおいて、本部長が当該非常配備を指令したとき。
		その他本部長が当該配備体制を必要と認めたとき。

第三種 非常配備

災害の状況により災害対策本部の配備要員全員をもってそれぞれの災害応急活動ができる体制をとる。

広域にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が特にじん大であると予想されるときにおいて、本部長が当該非常配備を指令したとき。
予想されなかった重大な災害が発生したとき。

〔『苦小牧市地域防災計画』 平成十年 苦小牧市防災会議〕

防災相互

応援協定

苦小牧市は、胆振東部六町と東胆振市町防災相互応援協定を結ぶことを提案、平成七年（九五）十月三十日、防災担当者連絡会議を苦小牧市役所で開いた。これは東胆振圏の自治体間で「災害時相互応援協定」を結び、広域の防災体制を確立するというもので協定締結に向けて具体的に作業を進めることになった。

協定は、圏域内の自治体で災害が発生した場合、要請に基づいて周辺自治体が緊急物資や人員の提供を含めて支援する内容であった。市が示した原案では食糧、飲料水、生活必需品の供給、救援・救助用の車両提供、医薬品などの提供、救援、応急復旧に必要な職員派遣、被災児童・生徒の受け入れ、被害者への住宅提供などがその骨子であった。

「災害時広域相互応援協定」が平成八年（九六）四月一日、苦小牧市役所で締結、調印された。協定は自治体単独での対応能力を超えた場合の支援策で、鶴川、早来、厚真、穂別、追分、白老の各首長と鳥越市長らが調印式を行った。近隣自治体の応援協定は道内三番目の締結となった。

胆振東部一市六町による災害時相互応援協定に続き、同八年（九六）四月十六日には苦小牧市と八王子市、日光市の三姉妹都市による災害時相互応援協定が締結された。有事の際、緊急物資や救助・救護要員などを融通し合うなど、姉妹都市の関係を生かして防災応援体制を構築し、相互支援の輪を広げる締結となった。

苦小牧市は苦小牧市内の建設協会、重機協同組合、管工事協同組合、電気工事協同組合の業界四団体と平成八年（九六）八月三十日、防災応援協定を締結した。大規模な災害が発生した場合、市は民間にも応援を要請するという内容で、豊富な機械力と高度な技術力で、人名救助やライフライン確保などでの支援活動を行う協定となり、建設業界との締結は道内でも苦小牧市が第一号の締結をみた。

苦小牧市内にある郵便局（二〇局）と苦小牧市は平成十年（九八）九月三十日、災害時の協力協定を締結した。市内で災害が発生した場合は、郵便局のネットワークを活用した災害協力体制もとられることになり、防災力の強化が一層図られることになった。

この協定では、市と郵便局が所有または管理する施設や用地を、避難場所や物資の集積場所として提供したり、互いに収集した被災状況の情報を交換するなど協定書に盛り込まれ、郵便局業務の特色を生かした協定となった。

一方、防災協定とは別に地域の防災活動拠点となる「自主防災組織」が阪神大震災後、にわかには活発化し同十年（九八）八月現在、防災組織を結成する町内会が増えた。市内の自主防災組織は山手・北光、見山東、八区、樽前、など相次いで発足し、八二町内会のうち一一町内会で結成された。地域住民による防災組織の必要性は、さらに重要視され結成促進に大きな期待が寄せられている。

注（一）『苦小牧市例規類集 4 防災』平成十一年十月加除分 苦小牧市

（二）『苦小牧市地域防災計画』平成十年 苦小牧市防災会議

第三章 災害と公害

第一節 測候所と気象状況

一、測候所

測候所の 市内矢代町二にあった苦小牧測候所（泉亮所長）が、昭和六十二年度（一九八七）予算で建設費が移転改築 内示された。同測候所は同十六年（四一）十二月に建設され、中央気象台苦小牧観測所（苦小牧測候所の前身）として観測開始以来四五年ぶりに初めて移転することになった。

開設当初の測候所は、広漠とした原野の中にあつて樽前山の遠望観測に最適であつたが、その後、港湾建設や開発の進行で周辺の都市化が進んだ。特に同五十年代（七五）に入ると大成町、弥生町などに高層住宅が林立し気温や風、日照時間の観測に障害が始め、大きなウエイトを持つ樽前山観測ができなくなった。

その上、増築を重ねてきた建物も傷みが激しく苦小牧測候所は、新庁舎を移転、建設することとした。移転先は市内しらかば町一の国有地でJR室蘭本線糸井駅北側の敷地約二、一〇〇平方メートルに新庁舎鉄筋コンクリート造り二階建て五〇七平方メートル、同敷地内に合同宿舎として三階建て一棟六戸の住宅二棟が建設された。

苦小牧測候所は、同六十三年（八八）六月二十四日で矢代町の庁舎での四六年間の業務を終え、しらかば町の新庁舎へ

移転した。新庁舎での観測は昭和六十三年（八八）六月二十五日からスタート、同年十月二十日には新庁舎の竣工披露式典が開かれ落成を祝った。なお、式典のあと予定されていた祝賀会は天皇陛下のご容態を考慮して自粛し、取りやめた。

二、主な気象状況

苦小牧市の 苦小牧市の気象概況については、積雪寒冷の北海道にあつて、全般に温暖で、冬期は積雪が少なく、気象概況 比較的晴れの日が多い、太平洋的気候となっている。気温は、真夏でも三〇度を超すことが珍しく、真冬の最低気温もマイナス二〇度以下になることはまれである。また、風は年間を通じて平均三〜四メートル、年間雨量も平均一、二五〇ミリメートルである。⁽¹⁾

苦小牧市の気象概況（単位・hpa、℃、%、m/s、mm、cm、h、△はマイナス）

区分	昭和五〇年	昭和六〇年	平成元年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年	平成一〇年
海面平均気圧	一〇一・四	一〇二・六	一〇一・四	一〇二・六	一〇一・六	一〇二・七	一〇二・六	一〇一・四・三
平均気温	七・六	八・三	八・一	八・三	八・一	七・二	七・八	七・六
最高平均気温	一一・二	一二・一	一一・八	一二・二	一一・八	一〇・九	一一・六	一一・四
最低平均気温	三・八	三・八	四・〇	四・四	四・四	三・四	四・一	三・八
最高気温極値	二八・六	三三・三	三三・三	三三・三	二九・七	二七・七	二八・七	二七・五
最低気温極値	△二六・六	△一三・七	△二・四	△一三・七	△一四・二	△一九・〇	△一三・四	△二六・七
平均湿度	七七	七二	七七	七二	七六	七五	七七	七五
平均風速	三・〇	三・〇	三・二	三・〇	二・九	三・〇	二・九	三・〇
降水総量	一四九・〇	一二六・〇	一二五・〇	一二六・〇	一三九・〇	一二三・五	一四二・五	一二八・五
降雪量	一八一・九	一八四・三	一六八・三	一七九	六〇	一八六	八七	九五
日照時間率	四三	四二	三九	四一	三八	三七	三六	三七

（『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課より作成）

苦小牧市の気象極地値

(区 分)		(極 値)	(発 生 年 月 日)	(区 分)		(極 値)	(発 生 年 月 日)
最 高	気 温	三三・三℃	平成六年八月四日	日 最 大 降 雪 量		四七・〇 cm	昭和四三年二月二〇日
最 低	気 温	△二・三℃	昭和二〇年一月一八日	最 深 積 雪		七七・〇 cm	昭和五三年三月一日
月 最 大 降 水 量		六九七・〇 mm	昭和五六年八月	最 大 風 速		一六・七 m/s	昭和六三年二月一五日 (風向・南西)
月 最 小 降 水 量		七・〇 mm	昭和四六年十一月	最 大 瞬 間 風 速		三〇・八 m/s	平成三年二月一七日 (風向・北)
日 最 大 降 水 量		四四七・九 mm	昭和五五年八月二日	最 低 気 圧		九六五・〇 h p	昭和四五年一月二日

『苦小牧市統計書』 平成十一年版 苦小牧市企画調整部企画課

注(1) 『苦小牧市勢要覧』 昭和五十七年版 苦小牧市市長公室広報課

第二節 樽前山の噴火

一、噴 火 の 状 況

従前の主 樽前山の噴火記録で最も古いのは、寛文七年(一六六七)八月六日の大噴火で、山頂に小型カルデナ
な 噴 火 ラ形成、降下軽石東方に堆積、山麓に軽石流下、森林焼失、樹木・住居埋没、死者多し、その振動津
軽まで及ぶとある。⁽¹⁾

その後、元文三年（一七三九）七月以降、明治・大正年間における樽前山の大噴火は七回、小噴火を含めた噴火は実に三〇回の噴火を記録している。昭和三年（一九二八）以降、昭和五十三年（七八）までに起こった主な噴火の状況は次のとおりである。明治四十二年（〇九）の円頂丘噴出の大噴火や大正の噴火等の記録は『苦小牧市史上巻』『樽前山とその噴火』を参照されたい。

樽 前 山 噴 火 の 状 況

年 月 日	噴火の状況	概 要
昭和3・9・6	小噴火	降灰周囲四〇キロメートル、苦小牧厚さ六センチメートル。爆発。
3・10・25	〃	噴煙一、〇〇〇メートル、北東山麓では貨物列車が通過するような異常音響。
8・12・1	噴火	千歳方面に降灰、ドームの北東に新火口生成。
11・4・20	〃	湖畔付近に降灰（二五日まで）。
11・11・15	小噴火	降灰少量。
19・7・2	〃	砲声のような鳴動、山麓一帯に薄化粧程度の降灰。
26・1・29	〃	火口から約二〇キロメートルの範囲内にこぶし大の礫が散乱、火口から一五〇メートルの範囲内で泥流発生
26・7・28	〃	山頂火口原付近に降灰。
28・9・14	〃	小泥流発生、火口付近降灰。
29・5・2	〃	山頂付近に降灰、爆発音、空振、有感地震。
29・11・19	〃	有感地震、空振。
30・2・14	〃	山腹に降灰。
53・5・14	〃	

（『苦小牧市地域防災計画』平成五年 苦小牧市防災会議より作成）

昭和五十三 昭和五十三年（七八）五月十四日深夜、樽前山は二三年の静寂を破り、小規模な水蒸気爆発を起こした。年の小噴火 し支笏湖畔などに白いセメント状の灰を降らせた。同五十二年（七七）八月に樽前山と同じ那須火山帯にある有珠山が大爆発を起こしているだけに、苦小牧測候所では臨時火山情報を出して警戒を強めた。

一方、苦小牧市防災会議（本部長・大泉源郎市長、二七機関で構成）は緊急関係機関会議を開き、千歳、白老の両市町と協力、当分の間七合目からの登山を禁止するなどの緊急措置をとった。

樽前山は同三十年（五五）二月十四日に小噴火を起こして以来、噴煙活動は続いていたものの灰を降らせたことはなく不気味な静けさを保ち続けていた。ところが同五十三年五月十四日午後一〇時五三分から同一時三六分までの約四〇分にわたって水蒸気爆発を起こしたのである。

苦小牧測候所では、同年五月十五日午後一時から室蘭地方気象台の応援を求め、現地観測を行った結果、爆発を起こしたのはドーム南東A気孔で、灰は噴気孔付近で三〇センチメートルを超え南東に五メートル離れた地点で二五センチメートル、一〇メートル地点で一三センチメートル、一五メートル地点で二センチメートルと南東側を中心に西側五メートル付近まで降灰がみられた。

また、午後三時現在で観測した灰の温床は噴気孔付近で八七度から二〇〇度、五メートル地点で七四度、一〇メートル地点で六〇度、一五メートル地点で一七度であった。特に地形などの崩れはなく、噴気の温度は九五度、噴煙の高さは約一〇〇メートルとほとんどふだんと変わらず、地震計による観測でも同月十四日には一五回あった火山性地震も同月十五日には三回減って、噴火のときにおきた火山性微動もなく、再び静寂さを保った。

ところが同年五月十七日午前一〇時四五分、樽前山七合目ヒュッテに配置されている苦小牧山岳遭難救助隊から、樽前山の頂上付近で約五分間にわたり黒煙が噴きあげられたとの通報が無線連絡で苦小牧市防災会議に入った。隊員

が頂上に登り確認した結果、昭和五十三年（七八）五月十四日に水蒸気爆発を起こしたA噴気孔とみられ、頂上付近に約一センチメートルの降灰を確認した。その後も断続的に噴煙を高く噴き上げ不気味な動きをみせた。しかし、十七日午後三時五二分、四回目の小爆発後、平静を保ち特に大きな変化はみられなかった。

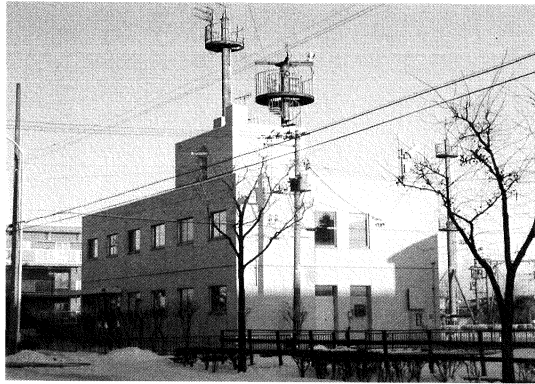
小休止状態が続いていた樽前山の火山性地震が同年五月二十三日になって急増し、これまでの最高四二回を記録し動きが再び活発化した。同年五月二十六日には北大理学部・勝井義雄教授（地震学）が火山性地震について、新しいマグマから直接由来していないという調査結果を明らかにした。

また、下田正一苦小牧測候所長は、一カ月間で三二〇回に及ぶ記録は観測史上三番目で、活動は依然として活発であるとの見解を示した。

壮瞥温泉の北大有珠山観測所が、樽前山の本格的な観測活動を同年六月二日より開始した。地震計による調査ポイント（苦小牧測候所）のものも加えれば五点となり、樽前山の観測史上最大規模のものとなった。北大スタッフのデータ分析によってかなり精度の高い震源の深さ、位置などが明らかになるとみられ、山の動きを知る上で最小限の条件が揃った。

小噴火以来、一カ月を経過した同年六月十五日には火山性地震（微動）が激増した。火山性地震が二九八回、同微動が二三回の地震群発となった。苦小牧測候所では不眠不休の二四時間監視体制を当分続けることにした。

北大有珠観測所による樽前山の火山性地震観測体制の無線箇所を有線に切り替え、通年観測ができるように強化された。同年六月二十四日に北大有珠観測所員、学生らによって配線作業が行われた。観測点は頂上のほか、支笏湖側は不風死岳と七合目ヒュッテ付近、錦岡の営林署作業所上方の四カ所に設置され、地震の震度、位置を正確に観測、マグマの活動が監視でき防災上でも大きな威力を発揮できることになった。



苦小牧測候所

昭和五十三年以降

樽前山噴火の状況

年月日	噴火状況	噴火の概要
昭和53・5・14	小噴火	17日まで山腹に降灰
53・8・8	小噴火	山腹に降灰
53・12・12	小噴火	山腹に降灰
53・12・12	小噴火	山腹に降灰
53・12・16	小噴火	山腹に降灰
53・12・26	小噴火	山腹に降灰
53・12・29	小噴火	山腹に降灰
54・1・5	小噴火	山腹に降灰
56・2・27	小噴火	火口源に降灰
地震 一月四二〇回、二月一、一二一回		

〔苦小牧市統計書〕 平成十一年版 苦小牧市企画調整部企画課

昭和五十四年（七九）一月五日午前一〇時四三分ごろ、樽前山は黒煙をあげ一部に降灰がみられた。同年二月には観測史上最高の火山性地震四二七回を記録し、翌三月も地震を群発させて連日のように火山灰を降らせた樽前山ではあったが、四月以降は急速に落ち着きを取り戻し、同年六月に一四三回、七月は五八回、八月は三三回と次第に地震は減少した。

ところが、突如同年九月二十一日に二八回、同二十四日に一七回の地震を記録したことから、急きよ樽前登山バスの運行が中止になり登山禁止措置が講じられた。

この登山全面禁止は、昭和五十五年（八〇）六月になってようやく解かれたが、それは苦小牧市丸山地区の樽前山登山道入口から七合目展望台まで、マイカーの利用者に限つてという条件つきであった。解禁初日の同年六月一日には、自動車六七台に約二〇〇人が入山した。

昭和五十六 苦小牧測候所では昭和五十六年（八一）二月十七日午後二時四〇分、臨時火山情報を発表した。この年の小噴火 れは火山性地震の群発が続き、十七日には一二九回と観測史上最高の異常な記録となったからである。同情報では同五十五年（八〇）十一月以降、樽前山の火山性地震が増加し一月に四二〇回、二月中旬以降一日平均二〇回異常の地震が発生していることを明らかにした。

北大有珠火山観測所が昭和五十六年（八一）三月五日に樽前山の現地調査を行った結果、頂上の溶岩円頂丘（ドーム）が前年十月より約一〇センチメートル隆起していることが判明した。現地観測を行った山下済助手はわずか四月で一〇センチメートルの隆起を示したのは、マグマの活動が上昇傾向にあり、強い圧力が加えられていると火山活動の潜在エネルギーが相当強いものであるという見解を示した。

樽前山の火山活動の活発化により同五十六年（八一）十二月二十七日、同山の登山が全面禁止となった。その後、火山活動が小康状態になった同五十七年（八二）六月一日より登山禁止規制の一部緩和が実施され、自動車による七合目までの登山が解禁となった。同月十三日には規制緩和により二週間で三、五九三人の登山者が七合目展望台を訪れた。

同五十八年（八三）七月一日に樽前山登山は全面解除となった。全面解除は同五十三年（七八）五月の小噴火以来五年ぶりであった。これは樽前山の火山活動の沈静化に伴って全面解除となったのである。

北大有珠火山観測所が同年十月二十八日、現地調査を行った結果、樽前山ドーム西側火口原に新たな噴気孔が見つ

かった。九〇度の水蒸気を噴く小さな噴気孔を中心に南北に長さ三〇〇メートル、幅四〇センチメートルにわたる熱異常帯を確認した。同観測所では昭和五十三年（七八）の小噴火以来続いていた一連の火山活動活発化の一環とみて、さらに調査が継続された。

注（一）『苦小牧市統計書』平成十年版 苦小牧市

二、火山災害対策と施設

火山災害 苦小牧市は「苦小牧市地域防災計画」（平成一〇年三月版）の「火山災害対策編」の中で、総則、応急対策 災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の諸計画を明示した。

樽前山の火山構造と噴火史から将来の噴火が予想される場所は、山頂カルデラ内にあり、噴火の時期・様式・規模については、明確な予測が不可能であるが、次のような可能性も考えられると類別した。

1、小噴火（第一の可能性） 現在の溶岩ドームは爆発により一部または全部を破壊する場合（小く中噴火）。放出岩塊の到達距離は山頂火口から最大で半径約二キロメートルまでと推定される。山麓部では厚さ最大数センチメートルの降灰が予測される。

2、中噴火（第二の可能性） 前述の活動に引き続き、または休止期において、軽石・スコリア・パン皮火山弾・火山礫・火山灰等を放出し、さらにその後、第三の溶岩ドームを形成する場合（中噴火）。放出岩塊の飛行距離は第一の場合と同じで、降灰量はやや多い。

3、大噴火（第三の可能性） T a — a 及び T a — b 降下軽石・軽石流をもたらしたような軽石噴火がおこる場合（大噴火）。噴煙柱は高さ一〇キロメートル以上に達し上層の偏西風に支配され、降灰は道央から道東におよぶ。

降灰量は恵庭市、千歳市、苦小牧市で層厚数一〇センチメートル～一メートルに達する可能性がある。降下軽石の開始に引き続き、高温の軽石流が発生し、北側ではシシャモナイ川及びクチャワツカナイ川、東斜面では口無沼及び錦多峰川、南斜面では覚生川及び樽前川などを流下し、森林を完全に破壊する危険性が考えられる。

以上の火砕物降下及び火砕流などによる災害のほかに、降灰量がある程度に達すると、少量の雨でも泥流（土石流）が発生しやすくなる。樽前山の地形、特に河川系に注目すれば泥流発生域は、軽石流の流下域と同じと考えてよい。支笏湖畔のモローラップ及び太平洋側の錦多峰川、覚生川、樽前川の下流域の集落では、泥流の流下域となる危険が予想されるので注意を要すると災害の予測をたてた。

『苦小牧市地域防災計画』 平成十年 苦小牧市防災会議

災害応急活動の前提となる噴火のシナリオ、災害対策本部等の設置場所、職員の配置基準、各班の事務分掌等、災害応急体制に関する措置等、①樽前山で予想されるシナリオと災害対策の前提、②苦小牧市災害対策本部組織図、

③火山情報伝達系統及び方法として示されていた。

火山噴火の前兆が発見され、噴火の危険性が予測される場合は、登山規制、警戒区域の設定、市内への避難誘導、避難所の開設・運営等についても詳細に定めた。また、避難の広報、火山噴火の状況、ライフラインの被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等、正確な情報を提供する必要があり、市民へ広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応などの災害広報についても定めた。

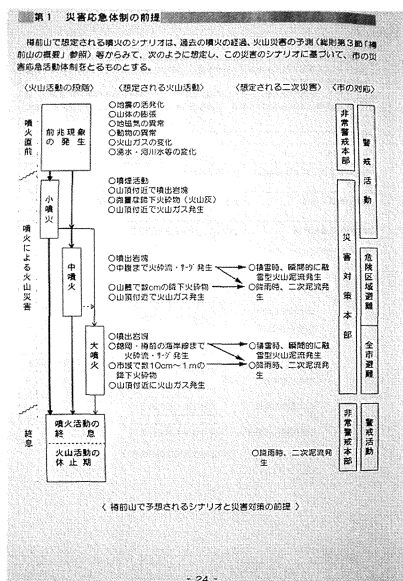
さらに火山噴火が始まり、市だけでは対応しきれない場合、自衛隊、道、他市町村、各種団体等の応援が必要である。この応援派遣要請の方法、応援の受け入れ等が定められた。

このほか応急医療活動や医薬品等の調達、巡回医療などの応急医療システム、犠牲者が発生した場合の遺体の身元

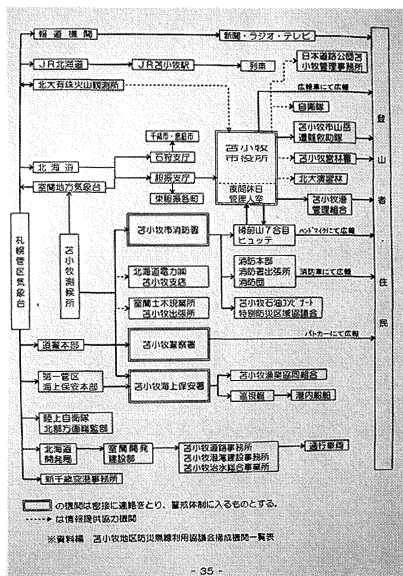
- ・ 本部長
- ・ 副本部長
- ・ 災害対策部
- ・ 災害対策班

苫小牧市災害対策本部組織表

確認、遺体の処理、埋葬への対応なども決められ、避難活動、負傷者の搬送、災害後の復旧活動等を円満に行うために交通規制、緊急輸送路の確保、トラック・船舶・ヘリコプター等輸送手段の確保等が定められたほか、生活救援物資対策、清掃・防疫活動、災害ボランティアの活用、災害弱者への対応、応急教育活動、農林漁業対策、さらには災害救助法の適用等の基本計画が設定された。



災害応急体制の前提



火山情報伝達系統及び方法

苦小牧市史（追補編）

秘書部

秘書班、東京事務所班

総括部

災害総括班、報道広聴班、連絡記録班、動員班、交通対策班、出納班、財政班、庁舎管理班、車両管理班

広報調査部

広報調査庶務班、第一～第一五広報調査班

土木建築対策部

土木建築庶務班、土木班、建築班、住宅班

水道対策部

水道庶務班、水道班

下水道対策部

下水道庶務班、下水道班

産業輸送対策部

産業庶務班、第一・第二産業班、輸送班

避難対策部

避難庶務班、第一～四四避難対策班

救援対策部

救援庶務班、第一～四救援班、災害ボランティア班

医療救護対策部

第一・第二医療救護班

環境衛生対策部

環境班、清掃班

文教対策部

学校庶務班、学校教育班、スポーツ生涯学習庶務班、第一・第二スポーツ生涯学習班

物資食糧対策部

支援物資班、生活必需品班、給食班

交通部

第一～第三交通班

消防部

消防指揮班、消防広報班、消防情報班、消防支援班、通信指令班、消防班、警戒班

災害対策支部

勇払支部班、錦岡支部班、沼ノ端支部班、植苗支部班、樽前支部班

支援部

支援班

（『苦小牧市地域防災計画』 平成十年 苦小牧市防災会議）

樽前山火山 北海道開発局は、平成六年度（九四）から現地着工する樽前山火山砂防事業の概要を明らかにした。こ

砂防事業 の計画では建設場所は覚生川中流部のオートリゾート樽前（アルテン）から約一〇〇メートル上流で遊砂地の砂防ダム本体は延長三九〇メートル、堤体となる盛り土の高さは四く四・五メートル計画で規模的には降雨による泥流などに備える程度の大きさであった。

将来的には、噴火による火砕流や火山泥流に対応できるよう規模を拡大し、直轄施工範囲は苦小牧市と白老町の二四〇平方キロメートル（苦小牧川く別々川）を対象に砂防ダムなどの施設を一基ずつ配置し、全体計画で六八〇億円が見込まれた。当面の中期計画として覚生川のほか、錦多峰川、苦小牧川の溪流沿いに一カ所ずつ砂防施設を造ることになった。

同七年（九五）三月、室蘭開発建設部は「樽前山火山砂防事業今後の取組」（試案）をまとめた。同建設部は火山砂防の整備方針として次の三点を掲げた。

樽前山火山砂防事業は、樽前山の噴火によって生ずると考えられる火山泥流等から地域を守るために実施するものであり、予防砂防として噴火が起きる前に砂防ダム等の施工整備に着手することに意義がある。中規模程度の噴火では泥流などによる土砂災害が生じないように砂防ダム、遊砂地、道路工などの整備を進める。

整備を進めるに当たってはそれぞれの施設について、周辺の土地利用状況、景観、自然環境等に十分配慮した環境になじむ施設整備を進める。

ソフト対策として噴火による泥流等の発生を感知するセンサーや火山監視装置、噴火時に避難することのできる高台などの整備も進める。

（『樽前山火山砂防事業今後の取り組み（試案）』 平成七年 北海道開発局室蘭開発建設部）

砂防事業が進められている錦大沼公園北端の覚生川中流部での、覚生川第三遊砂地建設に向けた工事用侵入道路が平成七年（九五）七月に総延長一、六〇〇メートル（幅七・五メートル）が完成、市道として市に移管された。道内初となるセル型ダム建設が同八年（九六）二月に着手、基礎部分を重点的に進め三月末までに三基が完成した。さらに同八年度は事業費二億八、〇〇〇万円を投入、すでに完成した施設に連結して五基のダムを建設することとなった。

セル型ダムは二種類の鋼矢板を組み合わせ直径三三・八メートル、高さ約一四メートル（地上高七・五メートル）の筒状に仕上げるのが特徴で筒の中には土砂を埋め込んで補強するというものであった。このセル型ダム一六基を横に連ね全体のダム堤体の長さは最終的に四九一メートルで、周辺の美観を損ねない上、昆虫、野性動物などもダム内を通ることが可能であるという。

火山砂防事業を進める室蘭開発建設部は同八年十一月七日、砂防施設建設を進める山麓の溪流を中心に、自然環境や景観を保全する「樽前山溪流環境整備計画」の策定に着手した。これはハード面に自然を調和させようという狙いで国内では初の試みとなった。その基本理念や方針を探る同計画検討委員会（委員長・新谷融北大農学部教授、一人構成）が発足、河川管理財団（東京）に委託して溪流環境整備計画策定に乗り出した。

国の直轄事業で着手している樽前山火山砂防事業は、同九年度（九七）も引き続き建設が促進されるほか、噴火に備えた危機管理対策として監視カメラの設置や火山監視システムを充実させることになった。噴火に備えて人命被害を最小限に抑えるため覚生川のほか、樽前、錦多峰、苫小牧川の各溪流沿いに数カ所ずつワイヤセンサーを設置するとともに監視カメラを覚生川、別々川、錦多峰川、山頂の四カ所に設置、雨量計の取り付けも進めることになった。

ハザードマ

道内の主な三火山は樽前山、雌阿寒岳、有珠山であるが、国土庁は指針の中で、樽前山をモデル火ツプの作製 山として位置づけている。このため道では当面、樽前山のハザードマップ（災害危険区域予測図）作製を緊急課題としていた。

平成五年（九三）十月二十七日に道と三市一町の関係自治体が出席し、道庁で初の会議が開かれた。これは将来起こり得る火山噴火災害について過去の噴火実績や火山学的見地から危険予測図をまとめるというものであった。その後、同マップの作製作業が進められて樽前山噴火を想定したハザードマップが完成し、苫小牧、千歳、恵庭、白老の関係自治体三市一町と道が同六年（九四）七月六日発表した。

元文三年（一七三九）の樽前山大噴火を想定し作製されたもので、火砕流とその熱風によつて樽前地区などの市街地が被災し、泥流と土石流により西部地区市街地と中心部も被災を受けると予測したものであった。これはあくまでも防災対策や住民啓発を行うための基礎資料であり、同マップは三市一町で計一万部を作製、苫小牧市では五、〇〇〇部を公共施設や各戸に配布した。

樽前山噴火に対する防災への関心が高まる中、市内の各町内会や市民団体等から、樽前山ハザードマップの説明会の要望が相次いだ。市は市民の防災意識の高揚を図るため、平成七年（一九九五）十月下旬から希望に沿って説明会を開催した。一二の単位町内会と町内会連合会や小学校のPTAなど七団体であった。さらに市民の間では自主防災組織化への動きもあり、さらに説明会の要望に応えることとした。

火山や海岸の専門家を招いた初の防災シンポジウムが同八年（九六）七月十二日、市文化会館で開かれた。火山噴火に関して過去の噴火事例や樽前山のこれまでの経過を挙げて、ハザードマップの活用を提言（勝井義雄北大名誉教授・岡田弘北大有珠火山観測所長）、また、海岸保全（吉沢裕東海大学講師）では人工リーフや緩斜面護岸の具体的な

効果など専門家の視点から防災事業が説明され、住民個々の意識にまで踏み込む取組みの必要性が強調された。

注（１）『苫小牧市地域防災計画』 平成十年版 苫小牧市防災会議

第三節 自然災害状況

一、台風の被害

台風 昭和五十年（一九七五）八月十九日、台風５号くずれの低気圧の影響で、八月の一日の降雨量として津軽海峡付近にあった前線が活発化したもので、苫小牧測候所の観測によると十九日午前零時から二十日午前六時半までの総降雨量は一五七ミリで、同二十五年の四四七・九ミリに次ぐ記録となった。

このため苫小牧市内には、同五十年八月十九日午後五時二〇分に大雨警報と洪水注意報が発令された。さらに翌二十日午前二時半には大雨洪水警報が発令された。市内では道道苫小牧環状線が国道36号の分岐点から一・五キロメートルにわたって通行止めとなったのはじめ、排水設備が完備されていない明野地区の道道苫小牧環状線から山側の一帯では、側溝からあふれた水が道路一面に流れだした。

各所で道路が冠水、ドロ化し、明野地区内にあるモータープールでは大人のひざ近くまで水がたまり、置いてあつ

た車が水につかったり、事務所などにド口水が流れ込むなどの被害が出た。市防災課の調べで大雨による被害は明野地区で事務所一カ所が床上浸水、倉庫浸水一カ所、道路冠水六カ所、住宅の床下浸水八戸が被害に遭った。

台風5号に続く台風6号が昭和五十年（七五）八月二十三日から二十四日にかけて苦小牧地方を襲った。記録的な大雨で胆振東部の各地で被害が続出した。苦小牧市内では強風被害が目立ち、王子工場正門通りのアカシア並木が根元から倒されたほか、街路樹などが各所で倒れるという被害が起こった。

台 風 昭和五十六年（八一）八月二十一日、大型の勢力を持った台風15号の襲来で、苦小牧は同月二十三
15 号 日午後二時四〇分に瞬間最大風速三八・六メートルを記録するなど、終日一五メートルを超える強い
風と雨が吹き荒れた。苦小牧測候所の観測では平均最大風速二七・七メートルを記録した。

この大雨の被害状況は、勇払、沼ノ端、明野、錦岡などを中心に床下浸水三四戸、道路冠水三〇カ所、強風で屋根が吹き飛ばされるなどの被害が勇払、音羽町、しらかば町、清水町、浜町などで二九九戸、土砂くずれ一カ所となったほか、最大一万五、〇〇〇世帯が停電となった。

一方、苦小牧営林署や北大苦小牧地方演習林などでもほぼ全域でトドマツやシラカバ、カラマツなどの造林地で樹木の被害が相次ぎ、特に北大演習林では三〇センチぐらいの太い幹の木が倒されるなどの被害がでた。

被害は調査が進むにつれて広がり同年九月九日現在、市防災課がまとめた被害は総額一〇億四七六万円と一〇億円を突破した。この内訳は市の公共施設関係が豊川町や桜木町、勇払地区などでの道路の災害復旧や河川災害復旧などで二億三、一八二万二、〇〇〇円、床下浸水や屋根の一部破損などによる一般住宅被害が三、一七二万七、〇〇〇円、農作物被害が二、〇二八万三、〇〇〇円、市以外の官公庁関係の被害が五億二、五四八万円、民間企業の被害が一億九、五四〇万八、〇〇〇円であった。^①

台 風 平成六年（九四）九月十八日から十九日未明にかけて、大型で並みの強さの台風24号が北海道に接
24 号 近、同月十八日午後八時一五分に胆振海域に波浪警報が発令された。胆振地方の太平洋岸の各地で高
波が押し寄せ白老、鵠川の両町で住宅やドライブイン、牧場などで家屋が壊れ、浸水する被害が続出した。

苫小牧港港湾内では最大波六・三八メートルを記録し、苫小牧港・西港漁港区に設置されていた「浮き栈橋」が破
損、浸水した。この栈橋は長さ六五メートル、幅二〇メートルの鉄鋼（一部コンクリート）製で重さは一、九〇〇ト
ンあり、岸壁とは幅六メートル、長さ一〇メートルの連絡橋で接続されていたが、激しいうねりのため連絡橋が外れ
た。幸い漁船への被害はなかった。

その後の苫小牧港管理組合の被害調査で、同浮き栈橋のほか「ふるさと海岸」の海岸突堤のブロックの散乱、勇払
の離岸堤三基のうち二基の地盤が沈下など四カ所にのぼり、予想以上に大きな損傷を受けたことが分かった。港湾施
設被害額は約三億一、八〇〇万円、漁船・漁具被害額は約九七二万円となり、災害復旧事業への申請を行い、復旧作
業を進めていくことにした。^①

注（1）『苫小牧市統計書』平成十年三月版 苫小牧市企画調整部企画課

二、集中豪雨・大雨

昭和五十一年・五十四 昭和五十一年（一九七六）十月一日午後五時ごろから降りだした雨は、雷を伴って同八時
年の集中豪雨 すぎに強くなり、午後一〇時までに四四ミリを超えた。この集中豪雨のため鉄北地区の道道

苦小牧環状線と苦小牧と支笏湖を結ぶ国道二三七号がまたたくまに冠水、交通は完全にストップした。

また、住吉町の民家一一棟が床下浸水したほか、市内のトランス三〇カ所に落雷、午後八時から市内の半数に当たる約二万戸が一時間から三時間にわたって停電した。一方、錦岡の公営住宅団地北側の山の土砂が崩れ、一部が排水溝を越えて団地内に流れ込んだが、団地への直接の被害はなかった。河川の護岸決壊、土砂流出等による土木被害額は約六九〇万円であった。^①

昭和五十四年（七九）十月三日から四日にかけて秋雨前線の北上と低気圧の接近で苦小牧は局地的な集中豪雨に見舞われた。市内では同月三日午後三時半すぎから雨が降りはじめ、同月四日午前五時までの総雨量は一〇六ミリに達し、一時間に七九・五ミリと苦小牧測候所が同十七年（四二）に観測を開始して以来の史上三番目の降雨量を記録した。これは同二十五年（五〇）八月の大水害、同二十九年（五四）五月の暴風雨に次ぐ記録であった。

市防災対策本部がまとめた被害状況によると住吉町、矢代町、錦岡、糸井地区などで濁流による床上浸水七一戸、床下浸水九七四戸、道路決壊六カ所などであった。また、松風町の山なみ分校（堀田芳信校長）ではすぐ北側の山の斜面から流れ出た土砂で床上五〇センチメートルまで校舎が冠水、図書や運動用具などが水浸しとなった。春日町の緑ヶ丘病院（大島好雄院長）も冠水し入院中の患者二五一人が市総合体育館へ避難（五日後の七日に全員病院へ戻る）するなどの緊急措置がとられた。この雨による農地冠水のほか道路、河川、下水道等公共施設などの被害総額は約一億八、四九八万円であった。

一方、国鉄室蘭本線は特急・急行二本、普通列車一本が運休した。このときの豪雨禍で糸井の新興住宅街で下水道管理設工事の溝が雨水であふれ、溝に誤って転落した幼女が水死するという痛ましい事故が同月五日午前九時半ごろ起こった。

昭和五十六・五 昭和五十六年（八一）八月三日から六日へかけての低気圧の接近と通過で苦小牧は記録的な豪
十九年の豪雨 雨に見舞われた。同月三日夜から降り続いた大雨は、苦小牧市内で三一二ミリに達した。この大
雨による被害は明野や矢代町、沼ノ端、糸井地区で住宅の床上浸水六戸、澄川町や勇払地区などを中心に床下浸水一
六戸となった。また、市内の各道路は排水溝からあふれ出た雨のため、いたる所で冠水しド口川と化した。一方、市
内の低地では流れ込んでくる雨に消防車が出動して強制排水に当たった。特に緑ヶ公園下の緑ヶ丘病院では床下浸水
し、一時は入院患者の避難も検討されたが、かけつけた三台の消防車で水を汲み出し、避難だけは避けられた。

苦小牧市は同年八月二十一日、八月豪雨（三日の大雨と十二日の台風12号）の被害状況を発表した。これによると
市内の被害総額は公共施設、一般住宅、農耕地など合わせて約一億九、一三三万にのぼり、このうち市関係が一億八、
八〇〇万円で、これは同五十四年（七九）十月の集中豪雨被害額を上回る大型被害であった。

昭和五十九年（八四）九月十八日夕方から雷を伴った記録的な集中豪雨に見舞われた。午後三時五〇分の降りはじ
めから約三時間で一二一ミリに達した。午後五時一〇分からの一時間には七九ミリを記録、苦小牧測候所観測史上四
番目の大雨となった。

この大雨で市内は下水排水が追いつかず水びたしとなり、市災害対策本部のまとめでは汐見町で一戸一三世帯、
旭町で二戸、元町、新富町、浜町、高砂町で各一戸の民家一七戸一九世帯が床上浸水したほか、錦町、旭町などで店
舗の土間が水につかった。

また、床下浸水は新富町で二七戸、浜町で二四戸、汐見町で一七戸など合わせて九六戸にのぼった。特に被害が大
きかったのは汐見町の土地が一段低くなっている場所が床上浸水が相次いだ。道路は三条通り、国道36号など市街幹
線道路が冠水し、表町の国道36号では一時水深が五〇センチメートルにものぼった。帰宅時間のマイカーがエンスト

を起こし交通が渋滞した。

停電は市全域に及び、美園町、沼ノ端、錦岡、双葉町などで合わせて七、〇〇〇戸が四時間近くにわたって停電した。電話も市街地を中心に二六二件が一時不通となった。

昭和六十二年 昭和六十二年（八七）八月二十五日午後一時ごろより降り始めた雨は同月二十七日午後六時まで年の豪雨 断続的に降り、苦小牧では総雨量一九九・五ミリを記録する集中豪雨となった。このため市内では樽前川、有珠川など市西部地域を流れる各河川、排水路がはんらん、溢水^{いっすい}し、国道36号の樽前橋で橋脚付近が流出して



昭和 53 年 10 月 4 日の集中豪雨の新聞



昭和 59 年 9 月 19 日の集中豪雨の新聞



平成 8 年 8 月 23 日の大雨の新聞

全面通行止めになったほか二本の幹線道路が通行不能となった。

一方、樽前、錦岡地区、糸井シーアイ団地南側、澄川町地区などで床上浸水四〇棟四六戸、汐見町の低地住宅地で一三戸が冠水したほか、道路冠水及び土砂流出一一路線、河川の決壊一二本二三カ所、公園二カ所冠水、上下水道被害、農作物被害等の被害総額は約二億二、三五六万円にのぼった。^②

昭和五十七 昭和五十七年（八二）十月十九日から二十日にかけて低気圧の通過に伴い苦小牧地方は大荒れの天年の大雨 気に見舞われた。同月二十日午前七時一〇分には瞬間最大風速二七・七メートル、午後四時四〇分には三〇・〇メートルという苦小牧測候所観測以来、史上二番目の記録となった。

平均風速一九・三メートルの強風が雨を伴い、市内の駒澤苦小牧、苦小牧藤、苦小牧第二中央の三幼稚園は臨時休園したほか、送電線が強風で切断されたため早朝より糸井、有明町、桜木町、啓北町などで約五、二〇〇戸が停電となった。降雨量は七九・〇ミリであったが二十日午後五時から六時までの一時間に四六・五ミリを記録した。

このため床上浸水、家屋の一部破損のほか港湾、漁業施設で被害があり被害総額は五、三六五万円であった。

昭和六十三年の 昭和六十三年（八八）五月六日から七日にかけ強風と雨が吹き荒れた。同月六日午前七時四五突風と暴風雨 分の降り始めから七日午前九時までに四四・五ミリの降雨量となった。また、風は瞬間最大風速が同月六日午後一〇時三七分に二五・四メートルを記録した。

同六十三年五月十三日には発達した低気圧の通過の影響で風速が強まり、午後六時五〇分には瞬間最大風速三四・五メートルを記録、最大風速も二〇・九メートルで同五十二年（七七）以来、最高の記録となった。この暴風で北光小学校校舎の屋根のトタンの一部が吹き飛ばされ、日新町の市営住宅では自転車置場が飛ばされて駐車していた車六台が損傷を受けた。また、同六十三年五月十二日正午過ぎから降り出した雨は六二・五ミリの大雨であった。この突

風による公共施設の被害額は四、二七〇万円であった。

昭和六十三年（八八）十月十二日早朝には錦岡の新興住宅地で、突風により新築中の住宅や物置が倒壊したほか、吹き飛ばされた看板やドラム缶が当たって家屋の壁が壊れるなどの被害が相次いだ。苦小牧測候所では同月十二日午前五時九分に一九・六メートルを観測した。

昭和六十三年（八八）十一月二十四日、苦小牧地方は台風なみの暴風が吹き荒れた。午前一〇時四三分に二八・二メートルの最大瞬間風速を観測、最大風速は一六・一メートルであった。市内の小学校の一部では暴風のため授業を切り上げ児童を帰宅させた。

交通関係には大きな影響はなかったが、錦岡のドライブインではトタン屋根が強風で吹き飛ばされた。北光小学校では二階校舎の屋根の一部が飛ばされたり、幸町では高圧線が強風のため切断され付近一帯が停電した。

この暴風雨による市内の住家被害は三七棟、二二四万円、非住家被害は一八万円、漁具被害三、三七三万円、ほか四、二七〇万円等であった。⁽³⁾

注(1)(2)(3) 『苦小牧市統計書』 平成十年版 苦小牧市企画調整部企画課

三、地 震

昭和五十六 昭和五十六年（一九八一）一月二十三日午後一時五八分ごろ、北海道を中心に東北、関東地方にも年の地震 及ぶ範囲でマグニチュード7・8の強い内陸地震、震度4（中震）が起きた。気象庁の観測で震源地

は日高支庁西部の襟裳岬に近い浦河付近で、震源の深さは約八〇キロメートルと推定された。

苦小牧は室蘭、岩見沢などと同じ震度4であった。苦小牧で震度4の中震は過去四回記録しており、昭和四十五年（七〇）一月二十一日以来、一一年ぶりの強い地震であった。苦小牧市内では幸いけが人はなかったが、錦町の陶器店で約一〇〇万円の商品の被害を受けたのははじめ酒店、印刷所、建具製作所などで被害が出た。また、市内の北光小、苦小牧東中、弥生中など六小中学校で窓ガラスが割れたり、玄関床に亀裂と段差が生じたり、理科の実験器具などが破損するなど被害が出たが最小限にとどまった。

昭和五十七 昭和五十七年（八二）三月二十一日午前一時半ごろ、苦小牧では震度4の中震が起こった。札幌年の地震 管区气象台によると震源地は浦河沖西方二〇キロメートル、深さ一〇キロメートルで、規模はマグニチュード7・3と推定、浦河沖地震と命名した。

この地震では、港湾、鉄道関係に被害は出なかったが、植苗でプロパンガスが漏れてタネ火に引火、台所周辺を焦がした。また、糸井のスーパーで買い物中の主婦が転倒、軽い打撲傷を負った。一方、市内の各所で停電事故が発生したが大事には至らず、商店や大型店で陳列棚から酒や花びんなどが倒れたり、街路樹が倒れるといった被害が出た。その後、余震は七日間連続となったが、特に異常は見られなかった。

昭和六十二 昭和六十二年（八七）一月十四日午後八時四十分ごろ、北海道を中心に東日本全域で地震が発生、苦年の地震 小牧は帯広、八戸とともに震度4（中震）を記録した。気象庁の観測によると震源地は日高山脈北部で、震源の深さは約八〇キロメートル、地震の規模はマグニチュード6・9と推定された。

この地震で苦小牧では大きな被害はなかったが、大成町の公営住宅で集中暖房が一時ストップ、王子製紙苦小牧工場と国策バルブ勇払工場では約四時間にわたってマシンがストップしたが、損傷の異常は認められなかった。また、

国鉄日高線、室蘭本線、千歳線で線路点検のため列車を全面ストップしたが、午後一〇時四五分には全面開通した。山手町の老人ホームで入所中の女性が転倒、左足を骨折したが、ほかの人的被害はなかった。

平成五年 平成五年（九三）一月十五日夜、釧路沖を震源地とするマグニチュード7・8の地震が発生、釧路の地震では震度6の烈震を記録した。震源の深さは一二〇キロメートルと極めて深く、太平洋プレート内部で起きたものと気象庁は推測した。

一人死亡、四七一人の重軽傷者を出すという大災害となった釧路沖地震で苦小牧は根室、函館などとともに震度4の中震を記録、昭和六十二年（八七）一月以来、六年ぶりの震度4となり苦小牧警察署管内では三人が軽傷を負ったが大きな被害は出なかった。

市内の学校では水道管に亀裂が入り漏水したほか、ガラスや壁が破損する被害が出た。市役所では庁舎一階市議会議場の直径九メートルのシャンデリアが落下、蛍光管二〇基、投光型ランプ一五基が碎け散った。電話利用者が一度に集中したNTT苦小牧支店では電話回線がパニック状態になり、午後八時半ごろから約二時間近く不通状態が続いた。

王子製紙苦小牧工場では、地震の揺れのため電気系統がストップ、運転中の九台のマシンが一斉に運転を停止した。このため、蒸気安全弁が作動して大気放出が起き、付近の住民を驚かせたが午前七時には平常運転に戻った。山陽国策パルプ勇払工場でも全面的に稼働を停止したが、直接的な大きな被害はなかった。なお、この地震による公共施設被害額は約四六四万円であつ



平成5年1月16日の地震を報ずる新聞

た。

平成五年（九三）七月十二日午後一〇時一七分ごろ、北海道、東北地方を中心に広範囲で強い地震が発生、北海道南西沖地震は奥尻島青苗地区には津波が直撃し、海岸地域で火災が発生するなど死者三五人、行方不明者一一〇人を超える壊滅的な大惨事となった。小樽、寿都などで震度５の強震を記録したほか、苦小牧では震度４（中震）を観測した。震源地は北緯四二・八度、東経一三九・四度の松山沖付近で、震源の深さは約五〇キロメートル、地震の規模はマグニチュード７・８と推定された。

苦小牧における震度４の地震は、平成五年（九三）一月十五日の釧路沖地震以来で、一年間に震度４以上の地震が二度観測されたのは、昭和四十三年（六八）五月十六日に連続して発生した十勝沖地震以来の天災であった。苦小牧市内では住宅被害や上下水道破損、人的被害はなかったが、津波警報で苦小牧港では漁船などの船舶が一時沖に退避するなど不安と恐怖が走った。

また、大成町の高層市営住宅では停止したエレベーターに主婦が閉じこめられる騒ぎがあった。交通機関ではフェリーやＪＲのダイヤにかなりの遅れがでたほか、電話回線も地震直後一時的に不通となった。この大地震による苦小牧港湾施設の被害額は四、三四〇万円であった。^①

平成六年 平成六年（九四）十月四日午後一〇時二三分ごろ、北海道、東北地方に強い地震があり、釧路、厚の地震 岸で震度６の烈震を記録したほか、苦小牧、帯広、八戸などで震度４の中震を観測した。太平洋沿岸に津波警報が発令された。この北海道東方沖地震の震源地は根室半島の東約一五〇キロメートルで、震源の深さは約二〇キロメートル、地震の規模マグニチュードは８・１と推定された。この数値は大正十二年（二三）の関東大震災と同じであった。

苦小牧市内では地震によるきわだつた被害発生はなかった。フェリーが一時沖合に避難、JR室蘭本線や日高線で運休や時間の遅れが出たが異常は見られなかった。また、危険物関係の取扱事業所や企業では運転を続けながら非常点検で異常のないことを確認した。

平成六年十二月二十八日午後九時一九分ごろ、北海道と東北地方を中心に強い地震があり、青森県の八戸で震度6の烈震を記録したほか、苦小牧、浦河などで震度4の中震を観測した。この三陸はるか沖地震の震源地は八戸の東方約二〇〇キロメートルで震源の深さはごく浅く、地震の規模マグニチュードは7・5と推定された。

津波注意報が発令された市消防本部では、非常警備体制をとり津波や火災などに備えたが、潮位の変化や異常は認められなかった。一方、JR日高線は一部運行を見合わせ最大三時間の遅れが出たが、混乱するほどの乱れはなかった。また、市役所庁舎では内部の壁に亀裂が入り、蛍光灯カバーが落下した程度で済み、市内でも目立った被害は確認されなかった。

注(1) 『苦小牧市統計書』 平成十年版 苦小牧市企画調整部企画課

第四章 公害対策と環境問題

第一節 公害対策

一、公害防止計画

苦小牧地域公害防止計画は「公害対策基本法」（昭和四十二年八月三日制定）による国からの指定
害防止計画で、道は昭和四十八年（一九七三）七月三日、計画策定の基本方針を決め、苦小牧臨海工業地帯
（西部工業団地）の主要企業に対する大気汚染物質の削減などについての規制を盛り込み、中央公害対策審議会を経
て総理大臣の承認を受け、同四十九年（七四）十二月から実施の運びとなった。

苦小牧地域は同四十七年（七二）当時、人口約一万人を有し道央地域新産業都市の一拠点を占め、臨海部を中心
に先行的工業開発が進められている地域であり、さらに近年になって苦小牧港周辺に非鉄金属、電力、石油精製など
を主軸とする臨海コンビナートの形成が進んだ。

また、隣接する苦小牧東部地域に大規模工業基地の建設計画が進められており、今後生産規模の飛躍的な拡大、人
口および産業の集中が見込まれた。苦小牧地域はパルプ、紙製造業などからの排水による汚濁のほか、ばい煙による
汚染が相当程度に達しており、さらに今後の立地規模の増大などに伴って汚染負荷量の増加、汚染範囲の広域化など

が予想された。

このほか苦小牧地域にはパルプ、紙、畜産などから発生する悪臭や騒音などの問題があった。このような地域の実情から公害防止にかかわる各般の施策を総合的、計画的に実施し、合わせて自然環境の保護に関する施策をも実施することにより、公害の抜本的かつ早急な解決を図るとともに、未然防止に努め地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として基本計画が策定されたものであった。

計画目標は汚染物などの程度を目標値の範囲内に引き下げ、またはその範囲内に維持するとし、大気汚染、水質汚濁、生活環境保全、騒音、悪臭などについて達成期限を昭和五十三年（七八）と設定した。また、土地利用の適正化については市街地発展の動向から、地域の環境保全の徹底を期するため、工業地と住居地の適正な配置とその再編成、緩衝緑地帯などの公共空地の確保などについて検討するとした。

大気汚染防止対策については今後の地域開発計画の進展に伴い生産規模の著しい拡大などを見込み、これらに伴って大気汚染がさらに進行する恐れがあり、負荷量の削減、汚染範囲の拡大の未然防止対策などを実施する必要があることから、立地などの規制強化と汚染負荷量の低減対策の推進を強力に講ずるとした。

公共用水域の浄化対策については、公共用水域のうち、特に苦小牧川と同地先海域は、周辺部に立地するパルプ、紙製造工場からの排水などにより著しく汚濁しており、苦小牧海域の汚濁も進行しつつある。このような現状を改善するため各種施策を総合的に強力に講ずるなどとの基本方針を示したものであった。このほか悪臭、騒音防止対策、自然環境の保護、公害の監視測定体制の確立などを明示した。^①

この地域公害防止計画が策定されると排水問題で、海水汚濁防止面で環境目標値が設定されるほか、大気、騒音、水質、悪臭を含めて規制されることになった。道内初の公害防止計画が昭和四十九年（七四）十二月二十七日、国の

公害対策会議（会長・三木首相）で原案通り承認された。

これによって昭和五十三年（七八）まで九〇〇億円が投入され、各種の公害防除が行われることになった。特に企業側主要一四社と公害防止協定を結び、実効を期することが特色であった。また、環境目標を達成するため、道、苫小牧市には環境事前評価発生源規制、土地利用の適正化、交通規制などがあり、地域の実情に応じて騒音、航空機公害、悪臭、地盤沈下も含まれた。

その後、同四十九年（七四）を初年度とする同計画が同五十三年（七八）に計画期間が終了したことから、新たに同五十八年度（八三）を目標年度とする苫小牧地域公害防止計画が道によって策定され、同五十五年（八〇）三月十八日、閣議決定され政府の承認を得た。

新計画では、苫小牧東部大規模工業地帯の開発計画が策定されたことから、苫小牧市に加えて厚真町、早来町の隣接二町に対象区域を拡大し、苫東工業基地の環境影響評価書をふまえた公害防止計画となった。また、公害防止の目標として大気汚染、生活環境保全、水質汚濁、騒音、悪臭の五項目に、新たに振動が加えられ、国の環境基準に基づき規制目標値が設定された。そして同五十九年（八四）九月二十一日、環境改善が見られたことにより同計画は、地域指定除外を閣議決定し終了したのである。²⁾

苫小牧地域公害 苫小牧市における公害対策の経緯は、昭和三十八年（六三）に苫小牧港西港が開港して以来、防止推進計画 企業の進出が相次ぎ、さらに苫東工業基地開発計画が推進されたため環境保全の観点から「公害対策基本法」に基づき、同四十九年度（六四）から同五十八年度（八三）までの「公害防止計画」を策定し、公害防止に関する施策が推進されてきた。その結果、総体的に環境の改善傾向が見られたことにより、昭和五十八年度（八三）をもって公害防止計画は終了した。

しかし、西部工業基地における企業の新増設が見込まれ、また昭和六十一年（八六）に、新たに同七十年代を目標とした苦東工業基地開発計画（第三段階計画）が策定され、これに伴う人口の増加、都市化傾向などを考慮した場合、環境の保全対策が必要との認識に立ち、「北海道公害防止条例」に基づく「公害防止推進計画」（計画期間・昭和六十七年度～平成二年度）および同二期計画（計画期間・平成三～七年度）を策定し、二期一〇年間にわたり公害防止に関する土地利用の適正化、環境整備、調査測定などに関する施策等を総合的かつ計画的に実施し、地域の環境保全を図ってきた結果、環境の状況が全般的に改善されていると認められたことから、平成七年度（九五）をもって「公害防止推進計画」は終了した。

平成三年度（九一）に策定実施された推進計画では、苦小牧地域（苦小牧市と厚真町）について大気汚染で浮遊粒子状物質、光化学オキシダントが環境基準を上回っているほか、一般環境騒音、航空機騒音で一部の測定点で、さらに自動車交通騒音は大部分で環境基準をクリアしていないなどがあるうえ、大規模工業基地として人口増加、産業集積が見込まれるため、将来の発展動向に即した公害対策を推進する必要があるとした。

そして、交通公害対策では主要幹線道路路での大気汚染と騒音、振動の防止を挙げ、企業立地に伴う公害の未然防止では、既存と新規の工場や事業場に対する監視、規制、指導の強化を図るよう求めたものであった。³⁾

苦小牧市公害 苦小牧市公害対策審議会は、市の公害対策について市長の諮問機関として、調査・審議を行うこと
対策審議会 とを目的として、昭和四十四年（六九）四月一日公布・施行の「苦小牧市公害対策審議会条例」に基づき、設置された。

同審議会（会長・井上力太北大工学部教授）は二〇人（後一八人）の委員で構成され、学識経験者、住民の意見を代表する者、市議会議員、関係行政機関の職員に委嘱し、同四十四年六月七日に第一回の審議会を開催し発足した。

大泉源郎市長は産業公害や都市公害が予想されるので、すみやかにその防止対策をたて重要な課題である大気汚染防止、水質汚濁防止の二点について同審議会に諮問したのに始まる。

苫小牧市公害対策審議会は昭和四十八年（七三）九月二十二日、苫小牧臨海工業地帯（西部工業団地）を対象とする環境保全計画の策定に必要な基礎資料を整備するため、衛生工学、生物学、医学など関係分野の専門家で構成する専門委員会の設置を決めた。なお、公害対策審議会は平成十一年（九九）七月二十八日で解散し、新しく環境審議会が発足した。

苫小牧市公害対策審議会委員（昭和四十四年六月七日発足時の委員）

▽学識経験者 ・井上 力太 ・谷沢平八郎 ・岡田 晃 ・真田 耕象 ・尾崎 保三

▽住民の意見を代表する者 ・岩倉 春次 ・矢嶋 潔 ・山口 芳子 ・竹内 貞一 ・北畠 昭三

▽市議会議員 ・山崎 勝雄 ・田村 繁 ・須佐 岩尾 ・笹谷 博 ・常野 広昭

▽関係行政機関の職員 ・菱沼勇之助 ・村上 潔 ・中西 定一 ・矢倉安太郎 ・新岡 正敏

▽臨時委員 ・小野寺祥晃 ・中村 重信 ・鳥越兼次郎

（『苫小牧民報』昭和四十四年六月七日号 苫小牧民報社）

苫小牧市公害対策審議会委員（平成十二年三月三十一日現在 ◎会長 ○副会長）

▽学識経験者 ・小林 三樹（北海道大学工学部助教授） ・佐久間哲郎（苫小牧工業高等専門学校校長）

・杉岡 正敏（室蘭工業大学工学部教授） ◎谷口 博（北海道大学名誉教授）

・館脇 正和（北海道大学理学部教授） ・三宅 浩次（札幌医科大学医学部教授）

・藤瀬 幸保（苫小牧市医師会副会長） ・山村 悦夫（北海道大学院教授）

・森田 修吾（苫小牧工業高等専門学校名誉教授）

苦小牧市史（追補編）

▽住民の意見を代表する者

・及川 小春（苦小牧市婦人団体連絡協議会会長）
・関寺美起恵（国際ソロプチミスト苦小牧会長）
・木村 司（苦小牧青年会議所理事長）

・西野 茂樹（連合北海道苦小牧地区連合会長）

▽市議会議員
・山口マリ子（市議会厚生委員会委員長）
・阿久津修一（市議会総合開発特別委員会委員長）

▽関係行政機関の職員
・竹居田和之（苦小牧保健所所長）
・渡部 悦允（苦小牧測候所所長）

『苦小牧市の環境』 平成十年版 苦小牧市環境衛生部環境保全課

公害防 昭和五十一年（七六）三月二十五日、苦小牧市と道は、苦小牧地域公害防止計画に基づく苦小牧に

止協定 立地する王子製紙、日軽金、山陽国策バルブ、出光興産、日之出化学工業など主要企業一四社と公害防止協定の締結を行なった。

苦小牧市が道内初の公害防止計画策定地に指定され、その後道は、苦小牧東部工業基地の環境保全計画とあわせて苦小牧地区の公害防止計画案を決定した。同協定は当初同五十年（七五）中の締結を目指していたが、企業の投資額が七〇〇億円にのぼるなど多額の投資が強いられ、長期化する一方の不況の波の中で企業が強く反発したことや、窒素酸化物の第二次規制に伴う数値の見直しなどから大幅に延び難航した経緯があった。

その後、同五十三年（七八）一月十日には市内に立地する八企業と公害防止協定を締結、調印した。これはすでに締結した主要一四企業に準じたもので大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭防止対策などから成り、菱北化成苦小牧工場、北海道共同石灰苦小牧工場、大日本インキ化学工業北海道工場などの八社であった。このことにより苦小牧市は市内の大半の企業と公害防止協定を締結したことになった。

苫東基地への企業立地第一号となった北電苫東厚真発電所とは、昭和五十二年（七七）九月二十一日に公害防止協定の締結を終え、同基地への二番目の進出企業となった北海道石油共同備蓄㈱は同五十五年（八〇）四月十七日、道庁別館において「石油備蓄に関する災害及び公害防止協定」を道、苫小牧市、千歳市、厚真町、鵡川町、早来町と同協定を締結した。

さらに苫東進出のいすゞ自動車北海道、西部臨海部へ進出のトヨタ自動車北海道などとも公害防止協定を締結し、大気汚染、水質汚濁防止対策のほか特に騒音、振動防止などの必要事項を定めたものとなった。このように苫小牧地域に進出した各企業との公害防止協定締結の現況は次のとおりである。

公害防止協定の締結状況（平成十年三月三十一日現在）

区 分	締 結 年 月	企 業 名	主 要 生 産
七 者 協 定	昭和52年9月	北海道電力㈱苫東厚真発電所	電力
	55年4月	北海道石油共同備蓄㈱	原油備蓄
	56年10月	苫小牧東部石油備蓄㈱	原油備蓄
	57年6月	いすゞ自動車㈱北海道工場	自動車エンジン製造
	58年7月	苫東コールセンター㈱本店事業所	石炭取扱
三 者 協 定	昭和51年3月	苫小牧共同発電㈱苫小牧発電所	電力
	51年3月	北海道電力㈱苫小牧発電所	電力
	51年3月	王子製紙㈱苫小牧工場	紙・バルプ
	51年3月	日本製紙㈱勇払工場	紙・バルプ
	51年3月	出光興産㈱北海道製油所	石油精製
	51年3月	日本軽金属㈱苫小牧製造所	アルミニウム製品製造
	51年3月	苫小牧ケミカル㈱苫小牧工場	産業廃棄物処理
	51年3月	清水製鋼㈱苫小牧工場	鋼材製造
北海道、苫小牧市及び企業			

三者協定		二者協定	
北海道、苫小牧市及び企業	昭和51年3月 63年7月 平成3年5月 6年5月	苫小牧市及び企業	昭和53年1月 53年1月 56年5月 57年7月 平成5年7月 9年4月 10年9月
北海道曹達㈱苫小牧工場 ㈱イワクラ（二者、昭和55年11月） トヨタ自動車北海道㈱ ホクシー㈱苫小牧工場	苛性ソーダ製造 パーティクルボード製造 自動車部品製造 紙製造	菱北化成㈱苫小牧工場 北海道共同石灰㈱ 岩倉化学工業㈱ 大成産業㈱苫小牧工場 ㈱越村アルミ工業所苫小牧工場 ㈱トマウエーブ苫小牧工場 北日本ディック㈱北海道工場	高度化成肥料製造 生石灰・消石灰 ホルマリン・接着剤製造 木材加工品製造 アルミニウム二次地金製造 土壌改良材製造 合成樹脂製造

（『苫小牧市の環境』平成十年度版 苫小牧市環境衛生部環境保全課）

公害防止協定は、地域の实情に応じたきめ細かな公害防止対策を適切に行うことができるなど、公害対策の有効な手段の一つとして位置付けられている。苫小牧市では、環境の保全を図るため、法令に基づく規制に加えて西部工業地帯及び東部地域に立地している七者協定五企業、三者協定一二企業、二者協定七企業の計二四企業と公害防止協定を締結し、汚染物質排出量の抑制に努めている。

公害防止協定の推移

締結年月日	事	項
昭和51年3月25日 52年9月21日 53年1月10日	苫小牧地域公害防止計画に基づく公害防止協定締結（一四社と三者協定） 北海道電力㈱苫東厚真発電所公害防止協定締結（七者協定） 八企業と公害防止協定締結（二者協定）	

昭和54年4月16日	日魯漁業(株)苦小牧配合飼料工場公害防止協定締結(二者協定)
55年4月17日	北海道石油共同備蓄(株)公害防止協定締結(七者協定)
55年11月12日	岩倉組木材(株)ホモゲン第三工場(晴海町)公害防止協定締結(二者協定)
56年5月22日	岩倉化学工業(株)公害防止協定(二者協定)
56年10月1日	苦小牧東部石油備蓄(株)公害防止協定締結(七者協定)
57年6月1日	いすゞ自動車(株)北海道工場公害防止協定(七者協定)
57年7月5日	大成産業(株)苦小牧工場公害防止協定締結(二者協定)
57年10月30日	三楽オーシャン(株)苦小牧工場公害防止協定(二者協定)
58年7月11日	苦東コールセンター(株)浜厚真事業所公害防止協定(七者協定)
58年10月4日	新酸素化学(株)苦小牧工場公害防止協定締結(二者協定)
63年7月15日	(株)イワクラ苦小牧臨海工場公害防止協定(三者協定)
平成3年5月20日	トヨタ自動車北海道(株)公害防止協定(三者協定)
5年7月30日	(株)越村アルミ工業所苦小牧工場公害防止協定締結(三者協定)
9年4月15日	(有)トマウエーブ苦小牧工場公害防止協定締結(二者協定)
10年4月1日	北日本ディック(株)北海道工場公害防止協定締結(二者協定)

『苦小牧市の環境』 平成十一年版 苦小牧市環境衛生部環境保全課

大気汚染防止法

の政令市指定 十一日公布、「大気汚染防止法」(昭和四十三年六月十日公布)、「北海道公害防止条例」(昭和四十四年十月二

大気防止対策としての規制、指導措置が実施されていたが、苦小牧市は昭和四十四年(六九)十二月に大気汚染防止法及び騒音規制法の地域指定を受けていた。

同五十九年(八四)四月一日、苦小牧市は大気汚染防止法に基づき国の政令市の指定を受けた。市は同五十四年度

（七九）から環境庁に対して指定の要望を出していた。道内の政令市は札幌、旭川、室蘭、函館、小樽の五市で人口二〇万人以上の都市が対象となっていた。

ただし、人口一五万人以上でも大気汚染の常時監視などの能力を持っていれば指定対象となり、苫小牧市がその対象となった。指定されたことにより道が持っていた事業所への立ち入り検査や改善命令の権限、また事故発生時の措置の指導権限などを市が持つことができ、公害防止の指導体制が一段と強化された。

さらに市費でまかっていた監視測定装置、分析機器の整備などに対しても国からの予算補助があり、観測体制とともに市の公害対策が充実、前進することになった。

苫小牧市の大気汚染源は、固定発生源として紙パルプ、電力、石油精製などの大工場やその他の中小工場のほか、事業場暖房、家庭暖房などが挙げられる。一方、移動発生源として主に自動車が増え、本市の自動車保有台数は一一万八、〇〇〇台（平成十一年三月現在）に達しており、交通量の増加にともなう大気汚染が懸念されている。

市では市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する目的で二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント等について、常時監視を行っている。また、冬期における幹線道路のスパイクタイヤ粉じんによる環境汚染は、法に基づく地域指定がなされたことにより脱スパイク化が進み、大幅に改善されてきた。

さらに、人類の生存にかかわる重要課題として地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題があるが、一人ひとりの日常の暮らし方や資源の浪費と密接に関連している問題であり、手遅れにならないうちにわずかなことでも実行可能な対策を講じていく必要がある。このため国レベルでの取り組みはもとより関係機関及び市民の役割を十分認識し、環境の保全に積極的に取り組む必要がある。

注(1)(2) 『苦小牧市の環境』 平成十一年度版 苦小牧市環境衛生部環境保全課

注(3) 『苦小牧地域公害防止推進計画』 平成四年 苦小牧市・厚真町

二、公害監視施設

苦小牧市公害 苦小牧市公害防止センターは、昭和四十八年(一九七三)三月一日に「北海道苦小牧公害防止センター」(所長・浜本史雄苦小牧保健所所長)として市内旭町二丁目の苦小牧保健所隣接地に総工費一億二、〇〇〇万円で建設され、本格的業務は同年五月十八日に始動、全国初の道・苦小牧市共同出資の最新鋭施設が正式に運転を開始した。

運転始動式には堂垣内道知事、大泉苦小牧市長ら約三〇人が出席し、従来にはなかった新しい出発となった。急速な都市化、工業化が進行する苦小牧地域の公害に対して、広域的、総合的な監視体制の整備強化をはかるため、道の生活環境部の出先機関として設置されたもので、道のセンターは室蘭に次いで二番目となった。

同センターの敷地は二、七三四平方メートル、第一期工事で二八八平方メートルの鉄筋コンクリート平屋建ての建物が完成、自動監視測定装置としての監視センターは公害防止センターの心臓部で、テレメーター受信装置、データ処理装置操作卓、バックアップテープパンチャー装置などがコンパクトに配置された。

市内六局の観測局は、

①花園観測局がイオウ酸化物、浮遊粒子状物質併用装置、風向・風速装置、②矢代観測局と旭観測局はイオウ酸化

物、浮遊粒子状物質併用測定装置、③双葉観測局はイオウ酸化物、浮遊粒子状物質併用測定装置、窒素酸化物測定装置、風向、④風速測定装置、テレメーター送信装置、⑤明野観測局はイオウ酸化物、浮遊粒子状物質併用測定装置、窒素酸化物測定装置、フツ化水素測定装置、⑥沼ノ端観測局はイオウ酸化物、浮遊粒子状物質併用測定装置、フツ化水素測定装置、風向・風速測定装置

六局ともテレメーター送信装置でセンターと結ぶ即報キャッチのシステムが確立された。

また、同時通報受令局として主要企業に設置された一局は、センターからの通報をランプや音声で受信する同時通報受令装置と、定時の測定値をオンラインで作表するタイプライター及びスピーカー付き電話機が整備された。受令局は王子製紙、日本軽金属、出光興産、苫小牧共同発電、山陽国策パルプ、苫小牧ケミカル、日之出化学工業、苫小牧熱サードビス、岩倉組、北海道石炭荷役、北海道製紙協業組合などであった。

昭和五十四年（七九）六月、道は苫東基地内に「苫小牧東部環境監視センター」（仮称）を設置することに伴って苫小牧市が「北海道苫小牧公害防止センター」を譲り受け、同五十五年度（八〇）から「苫小牧市公害防止センター」と改称して運営することになった。

名称変更となった苫小牧市公害防止センターに同五十五年（八〇）四月五日、航空機騒音装置が設置され、騒音の常時監視体制に入った。千歳空港への離着陸コース下にある植苗、沼ノ端、美沢地区の騒音対策については、民間航空機の増便や自衛隊機の訓練飛行によって騒音は増大する一方であった。

このため、苫小牧市は騒音監視測定の実効をあげることと、データ処理の効率化を図るため、航空機騒音オンライン測定装置の導入を決め、設置した。同騒音測定装置は沼ノ端のウトナイ会館と植苗の琥珀荘の二カ所に設置された測定子局と公害防止センターの親局をオンラインで結び、二四時間の航空機に限った騒音を常時測定できる最新鋭の

測定装置であった。

昭和五十七年（八二）八月、旭町の市公害防止センターの前庭に、大気汚染旭測定局が新築され、同センター内にあった観測機器が移設された。これは新監視システムの導入のために、スペースを確保する必要から測定局が新築されたもので鉄筋コンクリート造り約一平方メートルの小さな施設となったが、気象観測器をはじめダスト、チッソ酸化物、オキシダント、一酸化炭素などの大気汚染測定器が入り、新しい公害として注目されている酸性雨を監視する雨水成分自動測定装置も新しく導入された。

北海道苫小牧公害防止センターから、同五十五年（八〇）四月に苫小牧市公害防止センターとなったが、その後、平成四年（九二）四月に市の機構改革により苫小牧市環境監視センターと名称を変更、さらに同十年（九八）四月に市の行政組織の見直しとともに環境監視センターから環境衛生部環境保全課と名称変更し現在に至っている。

北海道苫小牧地方 道は昭和五十四年（七九）五月、苫東への企業立地に伴って苫東B地区展望台付近に苫小牧環境監視センター 東部環境監視センター（仮称）建設事業費約一〇億円を計上した。

苫小牧東部工業基地内の静川台地に新設された環境監視センターの正式名称を「北海道苫小牧地方環境監視センター」とし、同五十五年（八〇）四月一日から監視業務を開始した。同センターは苫小牧市など胆振東部地区、千歳地区をエリアとし、当面は苫小牧西部臨海工業基地（西部工業団地）の主要企業と北電苫東厚真火力発電所の大気汚染関係の監視が中心となった。

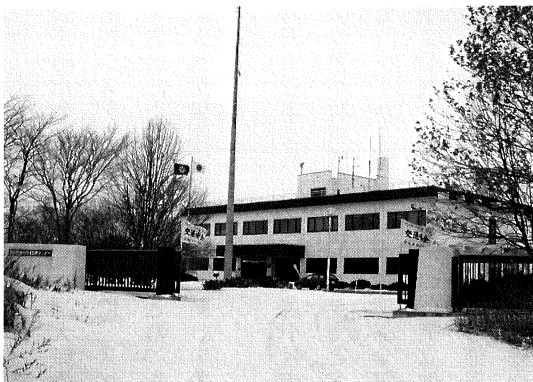
広域的に環境監視することが目的で、道が総額七億四、三〇〇万円を投入して建設したもので、監視業務は大気汚染、発生源大気、水質汚染など全般にわたっており、苫小牧一二局、鶴川、厚真、早来各二局、千歳、白老各一局の計二一局の観測局とテレメーターで直結させたほか、西部工業団地主要企業一二工場と苫東基地への立地第一号であ

る北電苫東厚真火力発電所ともテレメーターで結んだ。

同環境監視センターの工場監視テレメーターシステムは、昭和五十六年（八一）に北電苫東厚真発電所がテレメーター化に同調したのをはじめに、同六十年（八五）三月までに山陽国策バルブ勇払工場、王子製紙苫小牧工場、北電苫小牧発電所が加わった。さらに同年四月からは苫小牧共同発電、出光興産北海道製油所、日軽苫小牧の三企業も入り、計七企業の大気汚染監視体制が整った。この結果、主要七企業から排出される大気汚染物質は個別にチェックされ、公害防止の目付け体制が一段と整備された。



苫小牧市公害防止センター



北海道苫小牧市地方環境監視センター

同環境監視センター（日下部敏雄所長）は、同五十五年（八〇）四月の開所以来、足かけ十年間使い続けた大気汚染監視テレメーターシステムの電算機システム一式を総入れ替えし、平成元年（八九）十二月一日から新しいパソコンシステムに切り替えた。同センターは苫東周辺の二市六町に測定ポイントを設置、テレメーターシステムで常時監視していたが、これらの観測ポイントから集まる情報を処理、記憶し必要に

応じて打ち出すのが電算システムの導入であった。

これが十年の技術革新の中で、パソコンシステムでも同等か、それ以上の機能を果たせるようになりCPU（中央電算処理装置）が環境系、発生源系、オンライン三台、入出力制御装置とバス切り替え装置が各二台などの最新鋭機器の構成となつて道内でも最高水準を誇る充実した設備となつた。

道苦小牧環境監視センター（上山莊二所長）は平成五年（九三）に開設二〇周年を迎えたが開設当初、苦東に展開される予定だった大規模工業地帯と市内の工場に対する監視が主眼であつた。しかし、二度にわたる石油危機や国際情勢の変化などによる景気の低迷もあつて、苦東開発が計画変更を余儀なくされたことや地球規模で進行する環境破壊がクローズアップされる中、企業活動のほか地域の自然環境全般にわたるチェック機能へと同センターの役割も変化した。

平成四年（九二）九月現在は工場周辺の環境測定のほか、新千歳空港の二四時間運用問題で揺れる苦小牧、千歳両市の航空機騒音、苦小牧、白老海域の水質調査、ウトナイ湖などの湖沼群の水質調査、ゴルフ場の農薬使用調査、酸性雨の測定、有機スズなど化学物質による汚染調査と活動範囲は多岐にわたり、公害内容も多様化し生活密着型公害の増加傾向が見られるようになった。

大気汚染デ 大気汚染の常時監視と現況苦小牧市の大気汚染監視網は、自動測定機による二酸化硫黄などの常時一タの公表 測定を市内一二測定局で、また、デボジットゲージ法（簡易測定器）による降下ばいじんの測定を市内八カ所で行っている。

自動測定局および測定項目は、次のとおりである。

自動測定局及び測定項目（平成十一年三月末現在）

地点	測定局名	二酸化硫黄		窒素酸化物		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		落下ばら		風向		気温
		硫黄	窒素	二酸化	窒素	一酸化	炭素	浮遊	粒子	ばら	落下	風速	風向	
A	錦岡	○	○	○	○				○					
B	糸井	○	○	○	○				○					
C	花園	○	○	○	○				○					
D	矢代	○	○	○	○				○					
E	旭	○	○	○	○				○					
F	双葉	○	○	○	○				○					
G	高丘	○	○	○	○				○					
H	明野	○	○	○	○				○					
I	沼ノ端公園	○	○	○	○				○					
J	勇払	○	○	○	○				○					
K	ウトナイ	○	○	○	○				○					
L	美沢	○	○	○	○				○					

『苫小牧市の環境』平成十一年度版 苫小牧市環境衛生部環境保全課

苫小牧市では、一二カ所の自動測定局で測定した大気汚染濃度および気象データをテレメーターシステムにより、環境保全課で収集し常時監視している。

環境濃度は、ここ数年の年平均値でみると各項目とも横ばいの傾向にある。また平成十年度（九八）の環境基準の適合状況は、光化学オキシダントを除く他の測定項目においておおむね良好である。

この他、二酸化硫黄、窒素酸化物、光学オキシダント、浮遊物粒子状物質・降下ばいじん、酸性雨、スパイクタイ

やによる道路粉じんなどの測定結果を公表しており、市民生活に極めて有効な資料を提供している。詳しい数値について『苦小牧の環境』を参考にされたい。⁽¹⁾

注(1) 『苦小牧市の環境』 平成十一年度版 苦小牧市環境衛生部

第二節 自然保護

一、自然保護対策

苦小牧市自然 昭和四十九年(一九七四)六月十一日、「苦小牧市自然環境保全条例」が公布された。同年七月環境保全審議会 十五日には同条例に基づき、市長の諮問機関として自然環境の保全に関する調査・審議をするため「苦小牧市自然環境保全審議会」が設置された。同審議会は、自然保護に関する学識経験者や各分野から選ばれた一八人の委員で構成され、同年八月七日、第一回の審議会が開かれ本格的なスタートとなった。昭和四十九年(七四)七月十五日発令の委員は次のとおりである。

苦小牧市自然環境保全審議会委員 (昭和四十九年七月十五日現在、◎会長 ○副会長)

・ 荘 英介 (苦小牧まちを緑にする会会長)

・ 対馬 豊三 (苦小牧自然保護協会会長)

・ 門脇松次郎 (苦小牧郷土文化研究会会長)

◎ 矢嶋 潔 (苦小牧市町内会連合会会長)

苦小牧市史（追補編）

・岩倉 卷次（苦小牧商工会議所会頭）

・小堤 由松（苦小牧漁業協同組合組合長）

・香川 正八（北海道獵友会苦小牧支部長）

・辻井 達一（苦小牧市顧問・北大農学部助教授）

・中居 正雄（恵庭高校教諭）

・赤坂 広康（苦小牧営林署長）

・土田 繁次（苦小牧測候所長）

・佐々木孝一（苦小牧市農業協同組合第一理事）

○薦森 春明（苦小牧市森林組合組合長）

・炭谷 肇（苦小牧民報社副社長）

・斉藤 春雄（北方鳥類研究所長）

・小林 吾妻（苦小牧市教育委員会委員長）

・石城 謙吉（北大苦小牧地方演習林所長）

・大熊 礼治（苦小牧林務署長）

苦小牧市自然環境保全審議会委員（平成十二年三月三十一日現在、◎会長 ○副会長）

『苦小牧民報』昭和四十九年七月十五日号 苦小牧民報社

・荒木 義信（北海道獵友会苦小牧支部長）

・木村 司（苦小牧青年会議所・直前理事長）

・佐藤 秀文（苦小牧觀光協会副会長）

・篠田 和久（苦小牧市まちを緑にする会会長）

・薦森 勝征（苦小牧市森林組合理事）

◎野村 勝美（苦小牧市農業協同組合副組合長理事）・三上 稔（苦小牧漁業協同組合参事）

・村井 雅之（ウトナイ湖サンクチュアリー）

・吉田 隆輝（苦小牧工業高等専門学校教授）

・堀口 輝幸（胆振東部森林管理署苦小牧事務所長）・金子 和康（苦小牧測候所所長）

・今成 重男（苦小牧市町内会連合会副会長）

・佐藤 辰夫（苦小牧東高校教諭）

・津島 武司（苦小牧道有林管理センター経営課長）

・田村 昭（苦小牧市教育委員会委員長）

○中居 正雄（苦小牧郷土文化研究会常任理事）

・八巻きみえ（苦小牧男女共同参画プラン推進協議会会長）

・川本 一雄（苦小牧市中学校長会会計）

・川本 一雄（苦小牧市中学校長会会計）

・金子 和康（苦小牧測候所所長）

苫小牧市は昭和五十一年（七六）一月十三日、市自然環境保全審議会（矢嶋潔会長）に初めて自然の保護、保全について諮問した。同審議会は発足以来、市内の優れた自然環境をくまなく調査したのをはじめ、本州地区における都市の自然保護、保全に関する行政実態も視察、調査し、かなり密度の濃い調査を行ってきた。

市は「残すべき自然」として勇払川旧古川地区とトキサタマップ湿原の二カ所を決め、同審議会に諮った。同月二十六日の審議会では、地区指定の促進を図れとする内容の条件付き答申を正式決定し、これを市長に答申した。答申内容の基本方針は、苫小牧地域植生等調査報告書の提言に示されたネットワークに基づき早急に策定すること、今後の保全地区については、積極的に条件を整えて指定促進を図ることなどとした。

また、二地区の保全については、生態系の継続調査を実施すること、水位・水質の保全には特に配慮すること、山火事防止に万全を期すことなどの六項目の条件付きであった。

自然環境保全審議会は同五十二年（七七）六月三十日、市職員会館で開かれ、市の自然環境保全地区に指定されているトキサタマップ湿原の一部解除を了承した。同審議会は北海道縦貫自動車道東インターへの取付け道路建設で湿原の一部（〇・九六ヘクタール）に影響が出るため、その是非を話し合うために招集された。

審議会に示された道（室蘭土木現業所）の設計概要では工事延長は二・九四六キロメートル、車道幅員は一四メートルで道路は国道36号と結ぶ形で建設され、将来一日の交通量は二万二、〇〇〇台を予想しているものであった。道はこの間、北海道開発コンサルタント会社に委嘱、湿原の現況調査などを実施、市に取付け道路の湿原一部通過を求める協議書が届けられていた。

市はこの協議書を受けて、「市自然環境保全地区の区域の変更について」審議会に諮問していたもので、審議会では

現地視察を実施したあと審議に入った。科学性に欠ける、不安が残るなどの意見が各委員から出されたが、結果的には審議会として取付け道路の建設を了承するという結論を出し、昭和五十二年（七七）七月九日に大泉市長に対して条件付きで道路の建設、すなわち指定地域の一部解除を認める答申を提出した。

市環境部が昭和五十二年（七七）八月、四人の専門家に委嘱して実施した市内樽前の「樽前ガロー」総合調査の結果を同年十月十八日に開かれた環境保全審議会で報告、公表された。市が初めて実施した総合調査はこの特異な自然環境を保存、自然環境保存地区指定をするために実施されたもので、地形、地質、動物、植物の各分野にわたって現況が掌握された。

市は樽前川河口四キロメートルの地点から上流部約一・六キロメートルにわたって、両岸が切り立った崖でハコを形成している樽前ガロー流域の約八・六ヘクタールを市内三番目の自然環境保全地区に指定するため、同五十四年（七九）二月二十二日、自然環境保全審議会に諮問した。

自然環境保全審議会（矢嶋潔会長）は同年三月七日、市から諮問のあつた樽前ガロー自然環境保全地区指定に関して、指定編入区域の積極的拡張、自然景観の保護、質的充実、管理体制の充実と保全施設の整備、自然環境保全教育と啓発の推進等の四項目にわたる付帯意見をつけて大泉市長に答申した。答申を受けた苦小牧市は同年四月十日、樽前ガロー自然環境保全地区指定を告示した。

同五十五年（八〇）七月二十八日、自然環境保全審議会は市長から沼ノ端拓勇樹林自然環境保全地区の指定と保全計画が諮問され、満場一致で保全地区指定を了承した。沼ノ端拓勇樹林は苦小牧営林署の旧耕地暴風保安林の一部で、その後、不用存置林野として売却処分の対象地となっていた。市では市街地化によって旧保安林が虫食い状態によって乱開発されるのを防止するため、国道36号から国鉄室蘭本線に至る第一幹線排水路沿いの三万八、一六五平方メー

トルを自然環境保全地区として保護することになったものである。

その後、平成五年（九三）十一月に市は、沼ノ端鉄北地区の区画整理事業で市環境保全地区に指定している沼ノ端拓勇樹林の全保全地区も対象となった。このため、この地の指定を取り消し、新たな保全地区への移転構想を打ち出した。自然環境保全審議会は将来にわたって保存しようと決めておきながら、指定からわずか一〇年余りで変更するというのは一貫性に欠けると指摘、保全地区解除問題が論議的となった。だが、同七年（九五）二月二十一日に「旧拓勇樹林」の指定を取り消し、新たに「沼ノ端拓勇樹林地区」三・二ヘクタールの市有地を市自然環境保全地区に指定したのである。

一方、保存樹林、保存樹木の指定について、昭和六十一年（八六）十月三十日の自然環境保全審議会で市長から諮問のあった保存樹林一カ所、保存樹木三カ所五本の指定について、市の原案通り指定すべきだと答申した。指定されることになったのは若草小学校東側の樹林（保存林）、双葉町三の今野豊方のヤチダモ二本、植苗小学校のコブシ、樽前小学校のクリ二本で同審議会が現地視察をして決定した。

勇払川をウトナイ湖に流入させる室蘭土木現業所の勇払川改修に伴い、苫小牧市は河道ルートとなるトキサタマップ湿原自然環境保全地域の一部指定解除について平成元年（八九）七月四日、自然環境保全審議会に諮問した。

自然環境保全審議会（金田一会長）は同年八月十八日、トキサタマップ湿原保全地域の変更について、指定地域の一部解除は勇払川改修事業と他の関連公共事業に必要なため同意するとして鳥越市長に答申書を提出した。審議会で湿原の保全策を求める意見も強かったが、解除地域の緩衝地帯化や自然公園として利用するようとの意見も添えられた。

勇払原野の生い立ちをとどめ、高原性、海浜性、湿原性、草原性の珍しい植物が分布する「ウトナイ砂丘」の自然

環境保全地域指定に向けて苦小牧市は平成二年（九〇）三月、自然環境保全審議会に諮問した。同砂丘の保全指定については市議会でもたびたび論議され、同審議会でも現地を視察した上、保全の重要性を訴えていた。同年六月十五日、市はウトナイ砂丘を市自然環境保全地区に確定し告示した。保全地区指定は市内で五カ所目となった。

保全地区に指定されたウトナイ湖南東部に広がる砂丘六四・五ヘクタールで勇払原野の原風景をとどめ、イワブクロ、ウラジロタデなどの高山性、湿原性の珍しい植物が微妙な自然のバランスの中で混在しており、道内の草原にいたるほとんどの野鳥や非常に豊富な昆虫類が確認されている学術的にも貴重な地域である。

苦小牧市自然環境保全条例（昭和四十九年六月施行）に基づく市の自然環境保全地区は、沼ノ端鉄北の拓勇樹林（平成七年二月指定）のほか、トキサタマップ湿原（昭和五十一年三月指定）、勇払川旧古川（同）、樽前ガロー（昭和五十四年四月指定）、ウトナイ湖南東部砂丘（平成二年六月指定）の五カ所であった。

このうち、一部指定解除されたのは平成元年（八九）にトキサタマップで道央自動車道苦小牧東インター連絡路工事のため一ヘクタール解除された。また、同年、トキサタマップで勇払川改修工事のため三七・六ヘクタール、平成七年（九五）交換による拓勇樹木の三・八ヘクタールが解除された経緯があった。

自然保護監視員と 苦小牧市は自然環境の保全における必要な監視・指導を行うため、平成九年（九七）九月一日環境保全推進委員 日付で自然保護に関する知識や経験のある者から自然保護監視員を委嘱した。同監視員には上島学、宮崎政寛、南誠司、豊澤勝弘の四人が委嘱された。

また、同年（九八）四月一日には鳥獣保護員に宮崎政寛、国設ウトナイ湖鳥獣保護区管理員にウトナイ湖サンクチュアリー・チーフレンジャーの村井雅之を委嘱した。このほか道民や事業者などの自主的、積極的な環境保全への取り組みを促し、その意見を反映させるために環境保全推進委員を北海道が委嘱し、苦小牧市からは中村麗子、舘崎

やよい、日向恭子、曾禰国臣が委嘱された。

環境保全に関する専門的な知識や経験を有している人材で、環境庁に登録され市民や事業者など、さまざまな立場の人に環境保全活動に関する助言などを行うために環境力ウンセラーとして、苫小牧市では事業者を対象とする部門に吉迫勝意が登録されている。住民団体、グループなどが環境に関する研修会等を開催するとき、その団体の要望に応じて講師として派遣される環境アドバイザーは北海道から、環境マイスターは胆振支庁から委嘱され、マイスターには苫小牧市から曾禰国臣、川村静夫、山田孝が登録されている。また、環境問題についての住民の意見・要望などを全国的に把握し、環境行政政策の向上に役立てることを目的に、環境モニターとして環境庁が委嘱し、苫小牧市からは一人が委嘱されている。

なお、航空機騒音の軽減に必要な事項についての協議や、陳情その他必要な活動を行うため、苫小牧市航空機騒音対策協議会が昭和五十一年（七六）九月に設置された。協議会は、空港周辺の各町内会から推薦を受け、委嘱された委員一人で構成されている。

苫小牧市航空機騒音対策協議会委員（平成十二年三月三十一日現在、◎会長 ○副会長）

○池田 茂一（植苗中央町内会）

・石原 幸雄（勇払自治会地域生活部長）

・折居 辰廣（植苗中央町内会）

・日下部信之（沼ノ端北栄町内会副会長）

・佐藤 健一（沼ノ端東雲町内会会長）

・丹治 秀一（植苗町内会連合会会長）

・丹治 敏男（植苗南町内会副会長）

・丹羽 秀則（植苗遠浅町内会）

・東館 哲雄（パルプ町内会環境部長）

◎星野 邦夫（沼ノ端中央町内会副会長）

・吉田 勇（沼ノ端南町内会広報部長）

〔苫小牧市の環境〕 平成十一年度版 苫小牧市環境衛生部環境保全課

自然環境 良好な自然景観、良好な緑地を形成している区域および動植物の生息・生育地などのうち、自然的保全地区 社会的諸条件から、その保全を図ることが必要な地域を苫小牧市自然環境保全条例（昭和四十九年六月十一日、条例第一二二号）に基づき、保全地区として現在五カ所（延べ一三二・九ヘクタール）を指定している。

・トキサタマップ湿原地区（面積四五・五ヘクタール市有地）昭和五十一年三月一〇日指定

ウトナイ湖に直接流入するトキサタマップ川が湿原の中を流れ、アオサギ、オオヨシキリなど数多くの野鳥が生育し、ハンノキ、キタヨシに代表されるウトナイ湖北西部に広がる低層湿原である。

・勇払川旧古川地区（面積一一・一ヘクタール市有地・国有地）昭和五十一年三月一〇日指定

勇払川の河川改修で三日月形に残された部分と、その周りの樹林帯で、中には樹齢二〇〇年近い高さ一五メートルほどのミズナラ、ハリギリなどがあり、今なお原始の姿を思わせている。

・樽前ガロー地区（面積八・六ヘクタール国有地・私有地）昭和五十四年四月一〇日指定

樽前川の流域に形成されている両岸の切り立った岸壁には、エビゴケ、オオホウキゴケなど六〇種類以上のこけ類が「じゅうたん」を敷きつめたようにはりつき、特異な景観を見せている。また、水量も豊かで、ヤマセミ、キセキレイなどの溪流性の野鳥も見られる。

・ウトナイ沼南東砂丘地区（面積六四・五ヘクタール市有地・国有地）平成二年六月一五日指定

勇払原野の生い立ちを物語り、砂丘群が分布する地域で、高山性のハナゴケ類など、海岸性のハマナスなど、低地のハスカップなど、草原性のエゾコゴメグサなど、これらが混在した植生は特異な景観を見せており、学術的にも貴重な地区である。また、ウトナイ湖に隣接していることから鳥類も非常に豊富である。



勇払川旧古川地区



樽前ガロー地区



ウトナイ湖砂丘地区

・沼ノ端拓勇樹林地区（面積三・二ヘクタール市有地・私有地）平成七年二月二一日指定昭和初期以来、酪農を中心とした開拓地の防風林の一部で、ミズナラ、ハンノキなどの高木をはじめ、ノリウツギ、クロミノウゲ、イスカグラ（ハスカップ）などの低木が見られ市街地近郊にもかかわらず自然の状態で残っている。森林性に富んだ良好な樹林地であり、その存在は貴重な地区である。

『苦小牧市の環境』平成十一年度版 苦小牧市環境衛生部環境保全課

北海道環境緑 北海道自然環境等保全条例に基づき、次の二カ所（面積一二二・九ヘクタール）が、保護地区に地保護地区等 指定されている。

・ 糸井環境緑地保護地区（面積六七・九ヘクタール市有地）昭和四八年三月三〇日指定

樽前山麓台地末端に位置し、ミズナラ、カシワなどの広葉樹で、市街地周辺の環境緑地として重要な地区である。

・ 勇払川学術自然保護地区（面積五五・〇ヘクタール国有地・市有地）昭和四八年三月三〇日指定

勇払川流域の低湿地で、ハンノキ、ヨシなどの湿性樹などが群落をなし、シマアオジ、ヨシキリなど草原性の野鳥が多く見られ、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区である。

〔苫小牧市の環境〕 平成十一年度版 苫小牧市環境衛生部環境保全課

また北海道自然環境保全指針に基づき「すぐれた自然地域」七カ所、「身近な自然地域」一五カ所が選ばれている。すぐれた自然地域 自然を構成する要素である植物、動物、地形、地質、景観などの規模や資質に着目すると、その原始性、稀少性、学術性、景観美などにおいて、他の地域より比較的小秀でている自然の地域である。

①ウトナイ湖周辺 ②美々川流域 ③勇払川流域 ④平木沼湖沼群 ⑤支笏湖周辺 ⑥北大苫小牧演習林

⑦樽前湖沼群

身近な自然地域 都市近郊の樹林地、水辺、原野など居住地環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっているような自然の地域である。

①勇払川旧古川地区 ②王子山 ③樽前ガロー ④緑のトンネル ⑤沼ノ端拓勇樹林地地区 ⑥マツカ沼

⑦つた森山林 ⑧トキト沼 ⑨勇払海岸 ⑩森田沼 ⑪丹治沼 ⑫錦大沼公園 ⑬北大苫小牧演習林

⑭樽前大沼 ⑮緑ヶ丘公園

野生鳥 野性鳥獣は、自然を構成するひとつの大切な要因であり、人間とのふれあいの中でも重要な要素で

獣保護 ある。わが国に生息する鳥獣は、鳥類約五五五種、獣類約一〇〇種で、苫小牧市内における鳥類は全

国の半数以上の二九一種で、スズメ、ムクドリなどの都市性鳥類、オオジシギ、ヒバリなどの灌木性鳥類などと実に多様で、獣類もヒグマ、キタキツネ、エゾシカなどが生息している。

また、国内初のサンクチュアリが財団法人日本野鳥の会の全国への呼び掛けにより、昭和五十六年（八二）ウトナイ湖を中心とした周辺約五一〇ヘクタールをウトナイ湖サンクチュアリとして設立したのも、このように豊かな自然を守り育てていくためのものである。

鳥獣保護区などの設定状況 野性鳥獣の保護、繁殖を図るため生息環境に応じ「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づく「鳥獣保護区」が四カ所、延べ四、七一八・四二ヘクタール設定され、鳥獣の捕獲が禁止されている。また、銃器を使用する狩猟は、特に危険を伴うので、銃器による狩猟を禁止する「猟銃禁止区域」が三カ所設定されている。

鳥獣保護区等指定一覧表（平成十年四月一日現在）

名 称	面積 ha	設 定 期 間	備 考
国設ウトナイ湖鳥獣保護区	五一〇	昭和40年10月1日～平成23年9月30日	特別保護地区併設（五一〇ha）
王子山鳥獣保護区	一、二五七	昭和39年10月1日～平成16年9月30日	
北大苫小牧演習林鳥獣保護区	二、七四五	昭和43年3月30日～平成17年9月30日	
錦大沼鳥獣保護区	二〇六	昭和53年3月30日～平成19年9月30日	
丹治沼銃猟禁止区域	三九	昭和39年10月1日～平成16年9月30日	
樽前大沼銃猟禁止区域	四七	昭和52年9月15日～平成19年9月30日	
鳶森山林銃猟禁止区域	二一〇	平成11年10月1日～平成21年9月30日	

（『苫小牧市の環境』平成十一年度版 苫小牧市環境衛生部環境保全課）

昭 和 50 年 秋 調 査 年	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
昭 和 51 年 春	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
初 飛 來 日	昭和50年9月28日	昭和51年10月1日	昭和52年10月20日	昭和53年10月20日	昭和54年10月20日	昭和55年10月24日	昭和56年10月9日	昭和57年10月6日	昭和58年10月3日	昭和59年9月26日	昭和60年10月2日	昭和61年10月15日	昭和62年10月6日	昭和63年10月7日	平成元年10月11日	平成2年10月6日	平成3年10月6日	平成4年10月6日	平成5年10月2日	平成6年10月9日	平成7年10月15日	平成8年10月10日
最高飛來数及び飛來日	九一七(昭和51年4月2日)	八八〇(昭和52年3月28日)	一、七〇〇(昭和53年4月6日)	二、〇〇四(昭和54年3月24日)	六二八(昭和55年4月1日)	七八八(昭和56年4月3日)	七九五(昭和57年3月30日)	六二三(昭和58年3月27日)	四〇四(昭和59年2月1日)	九八一(昭和60年4月10日)	四五八(昭和61年10月23日)	四三七(昭和62年1月21日)	五九七(昭和63年3月28日)	四三三(平成元年3月1日)	八六八(平成2年3月14日)	三三一(平成3年11月7日)	七〇〇(平成4年3月27日)	九〇七(平成5年11月4日)	二、三二二(平成6年10月27日)	三七九(平成7年1月27日)	二四四(平成8年12月22日)	三一七(平成9年1月26日)
飛 去 日	昭和51年4月14日	昭和52年4月20日	昭和53年4月19日	昭和54年5月15日	昭和55年4月25日	昭和56年4月21日	昭和57年5月22日	昭和58年5月25日	昭和59年5月12日	昭和60年5月1日	昭和61年5月14日	昭和62年4月27日	昭和63年4月17日	平成元年4月29日	平成2年4月18日	平成3年4月24日	平成4年5月13日	平成5年4月16日	平成6年5月8日	平成7年4月29日	平成8年5月3日	平成9年5月4日

啓 発 苦小牧市は環境問題に対する市民への啓発事業として、事業や行事を実施している。地球環境保全事業 のための啓発事業 現在の環境問題は多種多様であり、地球規模の問題も生じている。中でも酸性雨

や地球温暖化などは、市民生活と密接に結びついた問題でもある。これらの解決のためには、企業はもとより市民一人ひとりの取り組みが重要であるため、次のような啓発事業を行っている。

①「環境家計簿&環境通信簿」の作成・配布 日常生活と地球環境問題のかかわりについて気づき、やりがいを持ちながら地球環境保全の取り組みが実践できるように平成十年（九八）四月から市民の希望者に配布している。平成十一年（九九）三月末までに、約一、〇〇〇冊を配布した。

②「広報とまこまい」への啓発記事のシリーズ掲載 地球温暖化を防ぐために、日常生活のいろいろな場面で簡単にできることにについて四回シリーズで紹介した。

③「夏休み自由研究お助けキット」の作成配布 夏休みを機会に、地球環境保全の大切さや私たちにできることを知ってもらうために、「地球の温暖化を考えよう！」「酸性雨を考えよう！」の二種類の学習・実験キットを作成し、小学校高学年～高校生の希望者に配布した。配布数は「地球温暖化を考えよう」九六セット、「酸性雨を考えよう」は一二二セットであった。

④「出前環境講座」「出前環境授業」の実施 気軽に環境について学び考えてもらうために、市民や学校の要請に応じて職員が会場や教室に出向き環境講座・授業を行うもので、平成十年（九八）九月に開設した。

⑤一般向けの「出前環境講座」では、地球環境保全の大切さについて実験などをまじえながら解説を行い、簡単にできる取り組みについて紹介している。年間三九回の利用があった。

また、学校向けの「出前環境授業」では、子どもたちに環境について興味・関心をもってもらうことを重点に、身近な自然を教材にした授業や遊び要素をまじえた授業も実施、年間三九回の利用があった。

さらに、環境月間行事では、昭和四十七年（七二）六月五日、国連人間環境会議は、人類とその子孫のため人間環境の保全と改善

を世界共通の努力目標として実現の意思を表明するため「人間環境宣言」を採択した。この日を記念して「世界環境デー」と定め、世界各国でいろいろな行事が行われている。これまで以上に環境問題に対する国民の自覚を促すとともに、将来に向かってより良い環境を創出するため、国・地方公共団体・民間諸団体によって各種催し等が全国的に実施されている。

苦小牧市においても、次のような行事が行われている。

①環境フェア in 苦小牧 環境保全への意識と高揚と、市民と行政の交流を目的に、環境問題を解説したパネル等の展示や親子環境クイズ大会、エコロジীগッズの配布を行った。

②環境騒音調査 住宅地域などで通常の騒音を調査して、環境基準との比較などを実施している。

③環境月間バス見学会 資源の有効利用と自然環境保全の大切さに理解を深めてもらうために、苦小牧ケミカルで廃棄物の再資源化工程、柏原処分場でフロンガス回収の見学会を実施した。

大気環境保全啓発行事では、大気保全の必要性について啓発するために、次のような行事を行った。

①スターウォッチング 星空への関心と大気の果たす役割りを認識してもらい、大気環境保全の重要性をより多くの市民に知ってもらうことを目的として、年二回（夏・冬）双眼鏡による観察会を実施した。夏は北大演習林で、冬は科学センターで行った。

②アイドリング・ストップ運動 国では平成八年（九六）から「アイドリング・ストップ運動」を展開しており、トラック運送業界をはじめとする各種団体などで、運動が広まっている。苦小牧市では九年度（九七）から市民への啓発を目的とした取り組みを始めた。十年度（九八）は店舗入口掲示用のマスコットを一〇〇個作成し、市コンビニエンスストアやスーパーマーケットなど八七店に掲示して啓発を図った。

自然環境保護思想の高揚では、苦小牧市は、樽前山麓の広大な森林のほか、湖沼や湿原など優れた自然に恵まれているが、市民が自然に親しみ理解を深めるよう、次のような行事を実施している。

- ①野鳥講演会 ②市民探鳥会（春・秋） ③愛鳥週間用ポスター原画作品展 ④苦小牧の自然写真・水鳥絵画展 ⑤親子工作教室
「小鳥のえさ台作り」 ⑥野鳥保護講習会

フロン回収事業では、フロンはオゾン層を破壊する物質でありながらも、私たちの身の回りで多く使用されている。オゾン層が破壊されると太陽光に含まれる有害な紫外線の地上に達する量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生ずる恐れがあるといわれている。

苦小牧市では、平成八年度（九六）より家庭用冷蔵庫のフロンガス回収を始め、十年度（九八）は約一、二〇〇台の回収を行い、地球環境の保全に努めている。

『苦小牧市の環境』平成十一年度版 苦小牧市環境衛生部環境保全課

苦小牧自然 苦小牧市の自然環境と生物の保全、埋蔵文化財の保護、自然資源の保護育成に努めようと昭和四十保護協会 七年（七二）四月二十四日、苦小牧自然保護協会（対馬豊三会長）の設立総会が青少年センターで開かれ二七団体、賛助会員五団体が加盟して発足した。

市内の企業、団体の代表三〇人が出席して自然保護に関する調査・研究、自然保護上緊急を要する問題点についての指導、助言、勧告を行う、自然保護思想の普及宣伝に関する諸活動などの事業方針を決定した。当面、動物、植物、考古学の三専門部会を設け、ウトナイ湖自然環境保護対策をはじめ、アオサギ保護対策の促進、勇払原野埋蔵文化財発掘調査、勇払川改修に伴う周辺緑地の獲得などの事業計画をたて、豊かな環境づくりを進めていくことになった。

勇払川周辺に生息しているというニッポンカワウソ説を確認するため自然保護協会では、昭和四十八年（七三）三月、第二次調査の結果、カワウソとみられる足跡は発見できず、生息の可能性が薄らいだ。しかし、全国各地で生息説が相次いでいたことから同協会は、調査を継続して生息説の確認を急ぐことにした。

苦小牧市とその周辺地域でゴルフ場造成による自然破壊が急速に進行しているため、同協会は昭和四十八年（七三）六月、市および市議会に長期的な視野に立つ丘陵地の緑の保護など四項目からなる「苦小牧市内ゴルフ場新設に対する意見書」を提出した。

市内では明野地区に三井観光開発、植苗地区の千歳カントリークラブ、樽前山麓の三カ所でゴルフ場造成が進行しており、アオサギ・コロニーの環境破壊、ペンケナイ川の水質汚濁、樹木伐採による生態系の破壊にもつながるとして、早急に緑地保全の強い行政指導を行うよう要請したものであった。

沼ノ端市街地の南東、勇払川改修工事で古川となっている三日月形の沼を中心部に、約五ヘクタールの樹林区がある。この付近では、アイヌの丸木舟が発掘されているほか、ヤチハンノキを主体とした樹林があり、中には樹齢二〇〇年近くの高さ一五メートル、直径四五センチメートルのミズナラ、センノキ、シラカンバなどがあり、立木本数は三〇〇本ほどで、原始林の様相をとどめていた。

ところが苦小牧東部開発の予定地となっており、自然破壊による動植物の消滅する危機にあるとして同協会は同四十八年七月、大泉苦小牧市長に勇払川旧古川と周辺の自然林の保存についての要望書を提出した。

北海道縦貫高速道路の北大苦小牧地方演習林内通過問題について、同保護協会は同年十一月十五日、理事会を開き、演習林内通過は自然環境を無視している計画として反対を決議、道知事、道路公団、道開発局、苦小牧市長ら関係官庁、団体に要望書を提出した。

苦小牧自然保護協会の理事会が同四十九年（七四）四月二十六日に開かれ、苦小牧港開発会社から協議要請のあったアオサギコロニーの保全について承認する一方、周辺の植樹や湿原を完全に残すことから、同地区東側の約四万平方メートルもそのままの状態を残すよう付帯要望することにした。

昭和四十九年（七四）五月十四日、植苗のウトナイ湖で大量のフナが死んでいるのが発見された。湖周辺は湿原地帯となっているが、都市開発ブームから周辺でも土地造成や道路の改良工事が行われており、これによる影響もあるのではないかと事態を重視した苫小牧市環境部や苫小牧自然保護協会、苫小牧保健所などでは、フナ之死因解明に乗り出した。

ウトナイ湖のフナ大量死の死因について、同年六月に道立水産ふ化場が現地調査の結果、死因は越冬明けと産卵期のためフナの体力が弱まり、浅瀬にいたものが強風のため岸に打ち寄せられたこと、また、強風によって湖底にたまっていたドロがかき乱され、水質が悪化して窒息死したのではないかという結果をまとめた。

自然保護が生活かで問題となっていた美々川の藻刈りが同四十九年七月から実施されることになった。市内美沢地区の一部農家は美々川の藻刈りを同四十六年（七一）までは毎年続けていたが、同四十七年（七二）になって流域に育成しているコウホネがハクチョウ、アオサギなどのエサになるため、これを刈り取ると渡り鳥や水鳥などがウトナイ湖、美々川流域に飛来してなくなるという自然保護協会からクレームがついていた。

勇払川（旧勇振川）の河川改修で、アオサギコロニーには水が流れなくなったため、アオサギのエサ場がなくなるとして自然保護協会は同五十年（七五）三月、湿原を確保してほしいと室蘭土木現業所に訴えた。これを受けて土現は勇払川から旧勇振川に毎秒一トンの水を入れる計画をたて、導水工事を行った。さらに勇振川の藻刈り作業を進め、干し上がついていたコロニー周辺の湿地がよみがえるものとみられたが、ヤチハンノキが立ち枯れ現象をみせ始めるなど、今後の保存対策が大きな関心事となった。

苫小牧自然保護協会（対馬豊三会長）は同五十年六月二十日、市からの委託事業として三カ年にわたって実施してきた「苫小牧地区自然保護関係調査報告書」（総集編）をまとめ、苫小牧市へ正式に報告した。植物部会は、苫小牧の

植生について都市開発が急速に進む中、数少ないヤチハンノキの樹林帯として貴重な存在となっている錦岡、沼ノ端地区の樹林地域は、孤立の状況にあり生存が心配されると報告、さらに住宅地やゴルフ場などに開発されつつあり、樹林の区域が年々縮小していると指摘、行政的な救済措置が急務であることを訴えた。

動物部会では、生息環境保護対策についての提言として苦小牧市及び勇払原野の特殊性をあげ、一部切り離された地域の環境保全に困難であるとして、美々川、ウトナイ湖、勇払原野、旧安平川を中心とする河川沼地、周辺の湿原原野、雑木林、それに続く背後地の森林、さらに太平洋の海浜といった組合せが不可欠であると指摘、各種関係機関の有機的な結合を図った自然環境保全事業のプロジェクトの組織化が必要であると提言した。

考古学部会では、東部工業基地建設計画に伴い編成された埋蔵文化財調査班や勇払開拓移住隊士の墓の移転整備などは一応の評価ができるとした上、先史時代の遺跡調査に比べ歴史時代に相当する遺跡、有形文化財、民俗資料等について、その保存、保護は十分でない^①と指摘した。同協会の最終報告書は各分野についての学術的な現況把握とデータに基づき、行政に対し「残すべき自然」を明確に打ち出した提言であった。

コウモリの生息する錦岡の坑道が同保護協会の調査隊によって昭和五十年（七五）十一月十九日、本格的に調査された。これは同四十七年（七二）十月の第一次に次いで二度目の調査であった。実施した調査結果では坑道に生息していたのはニホンキクガシラコウモリとニホンコキクガシラコウモリの二種類で、推定六〇〇匹が生息していることが確認された。しかし、この時の調査では坑道が狭い^②のと、装備不足もあって他の重複生息も考えられるので、学術的な調査が必要との判断を下し、途中で調査を打ち切った。

樽前山麓の錦大沼公園基本構想が昭和五十一年（七六）六月に浮上した。総工費一三億円の巨費を投じて造成するという市の計画に対して、自然保護協会は自然破壊につながる公園づくりだとして、同地区を自然環境保全地区指定

の早期実現へ向けて市へ働きかけていく姿勢を明らかにした。

一方、昭和五十一年（七六）七月には沼ノ端の勇払川旧古川に建設される北電の送電用鉄塔問題で同保護協会は、これに反発する動きを見せ、現地調査を実施し旧古川の永久保存地区としての現状保存を文書で抗議、大泉市長に申し入れを行った。

道は同五十七年（八二）一月七日、一般国道214号（苫小牧圏都市計画道路ウトナイ通り）の環境アセスメント（環境影響評価）を告示したが、苫小牧自然保護協会など自然保護三団体は、同環境アセスメントに対して緩衝緑地の造成などウトナイ湖の自然保護に関する意見書を提出した。

自然保護協会は同六十一年（八六）七月三十日、市内美沢のペンケナイ川上流で行われている函きよ工事に対して、湿原が分断されて自然環境が破壊されるほか、本流である美々川の水量にも影響を及ぼすとして市に緊急協議を申し入れた。

ペンケナイ川は美々川の支流で沢沿いの湿原に沼が散在しており、美々川とともに道自然環境保全地区指定の対象として保護のため運動が続けられてきた地域であった。しかし、新千歳空港建設に伴う道路付け替え工事で豊かな自然環境を保つ地域が分断され、美々川後背部の秘境が消え去ることになった。

「楼蘭（ろうらん）の森」の名で親しまれてきた市内あけぼの町のアオサギ・コロニー（集団営巣地）が、準工業用地として開発されることになり姿を消すことになった。同コロニーは昭和四十年代前半、埋め立ての危機に直面したとき、市民有志による熱意で守り抜き環境保全の努力を重ねた苫小牧の自然保護運動の先駆けともなった。これが苫小牧自然保護協会（門脇松次郎会長）のはしりでもあった。環境の変化でアオサギの営巣がほとんど見られなくなった同六十一年十一月、同協会はついに開発を了承、アオサギの保護運動は終止符を打った。

千歳市の旧ゴミ処理場の汚水が原因で美々川に大量の水ワタ発生問題で、自然保護協会など自然保護三団体は昭和六十二年（八七）一月、千歳市長、苦小牧市長らに対して、ウトナイ湖の自然を残し、子孫に引き継がせることは現代人の責務とした抜本的対策を求め要望書を提出した。そして同年六月、水ワタ発生問題で千歳市は防止対策として行ってきた断続放流の効果があつたとして、水ワタ終息宣言が出された。しかし、排水処理の抜本的対策は水ワタ対策とは別に検討をするよう千歳市に要請した。

苦小牧市の「ウトナイ湖周辺環境保全指導要綱」原案に対して、同保護協会はウトナイ湖サンクチュアリとともに平成八年（九六）九月、ウトナイ湖への流入河川を抱えるトキシタマップ、オタルマップ両湿原除外の原案内容に難色を示し、市が目指す要綱の施行は微妙な情勢のまま現在に至っている。

苦小牧の自然保護運動家として長年、苦小牧自然保護協会理事長・会長として会の重鎮であつた二代会長・門脇松次郎は平成四年（九二）五月、八七年の生涯に幕を閉じた。後任には門脇時代の事務局長であつた紀藤義一が三代会長に就任、自然保護活動に奔走した。その紀藤は平成九年（九八）五月、多くの自然保護関係者に惜しまれながら七一歳で帰らざる人となつた。

苦小牧市白鳥 ウトナイ湖を中心とした河川や湖沼には、古くからハクチョウの飛来があり、現在なお多少の増保護委員会 減はあるものの市民を楽しませている。ハクチョウを保護することによって学術上はもちろん自然保護、観光資源の面からも保護対策の必要性を感じ昭和三十六年（六一）十二月六日、苦小牧市白鳥保護委員会（会長・大泉源郎苦小牧市長）が結成され発足した。

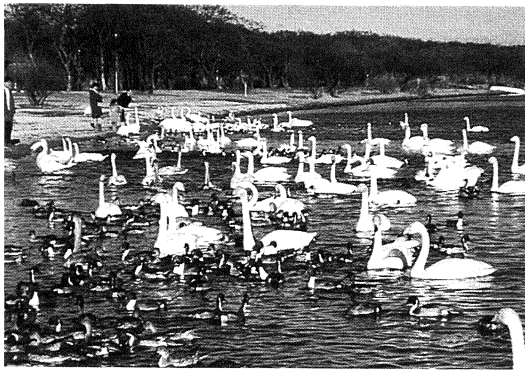
白鳥保護委員会の保護対策基本方針として、①道内外はもちろん、白鳥に関する文献を収集する、②専門家の指導

と助言のもとに対策を進める、③白鳥保護の趣旨を普及し、餌供出等の協力を求める、④飛来、飛去、滞留地点等の基礎調査を行い、必要器具、施設を整える等を掲げた。

昭和三十五年（六〇）以来、ウトナイ湖に飛来するハクチョウの生態調査を続けてきた市白鳥保護委員会は同五十年（七五）三月、『苦小牧の白鳥 第四集』を発刊した。これはすでに発刊していた第一集から三集までの観察記録を総集編で過去一五年間の実態がまとめられたものであった。

本文の『苦小牧市ウトナイ湖飛来白鳥調査観察記録』は一三五ページにわたり日付、最高・最低気温、天候、飛来状況などが伊賀岩太郎、小西源一郎、水野吾一郎、木下茂などの努力によってまとめ上げられ貴重な生態記録となつて各関係者から重視された。^②

ウトナイ湖畔に同五十年十月、ハクチョウ観測塔が完成した。このハクチョウ観測塔は高さ六メートル、上に鉄柵で囲まれた一・六平方メートルの観察台がのせられ、望遠鏡やカメラを持った大人二、三人が乗れるもので同保護委員の木下茂、前田猛、小野勉の三人が資材を持ち寄るなどの好意による観察塔であった。



ウトナイ湖の白鳥



アオサギ営巢地

北海道工業大学学長名をもって昭和五十二年（七七）十二月に白鳥保護委員会に請願書が出されていたウトナイ湖氷上自動車実験について、同委員会は同年十二月五日の総会で大学側の提示した実験内容が学術的であり、交通安全の防止に及ぼす影響が大きいことから、鳥類に影響のない範囲内で認める条件付き決定をした。

ウトナイ湖に飛来する野性のハクチョウへの給餌をめぐる、白鳥保護委員会では給餌によって人工的な過密状態となつていたので、出来るだけ避けるべきだという反対意見と、餓死を救うためには欠かせない、子どもたちの情操教育にも役立っているとする賛成意見があり、結論が出ず検討を続けていたが同年二月、例年通りの量を給餌するとの結論に達し、ハクチョウの補食論議が決着をみた。

同五十六年（八一）五月十日、ウトナイ湖サンクチュアリ（野鳥の聖域）がオープンし、日本野鳥の会苦小牧支部や苦小牧郷土文化研究会などとともにウトナイ湖のハクチョウはじめ多くの渡り中継地を求める鳥たちの観察を続け、ウトナイ湖を守ってきた。

同六十二年度（八七）以前は市白鳥保護委員会は日本野鳥の会苦小牧支部と協力してハクチョウ類の調査を実施してきたが、同六十三年度（八八）以降は苦小牧市がウトナイ湖サンクチュアリに調査を委託し飛来日、飛去日および最高飛来数などの初認、終認を確認、記録を続けている。

ちなみに苦小牧市の鳥として「ハクチョウ」が制定されたのは、平成二年（九〇）九月二十三日のことであった。しかしながら、公共の立場での白鳥保護活動は終わったとして、自然保護協会に統合する形で廃止となった。

注（一） 『苦小牧地区自然保護関係調査報告書』 昭和五十年 苦小牧自然保護協会

注（二） 『苦小牧の白鳥』（第四集） 昭和五十年 苦小牧市白鳥保護委員会